

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	厳罰化で犯罪を抑制できるのか : Rasmusen (1996), “Stigma and Self-Fulfilling Expectations of Criminality” のレビュー
Author(s)	鵜野, 好文
Citation	広島大学経済論叢 , 46 (3) : 41 - 75
Issue Date	2023-03-10
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/53629">10.15027/53629</a>
URL	<a href="https://doi.org/10.15027/53629">https://doi.org/10.15027/53629</a>
Right	Copyright (c) 2023 広島大学
Relation	



# 厳罰化で犯罪を抑制できるのか： Rasmusen (1996), “Stigma and Self-Fulfilling Expectations of Criminality” のレビュー<sup>†</sup>

鷗野好文

有罪判決を受けた被告（その結果としての犯罪者）は公的な刑罰を受けるだけでなく、犯罪者の烙印を押されること、すなわち、他の人々が彼と経済的あるいは社会的な相互作用を持つことの嫌悪感に苦しめられることになる。有罪判決は、有罪判決を受けた当該個人に関する有用な私的情報を伝達することになる。そして、このことは（犯罪者に汚名を着せることは）、道徳的問題は別にして、刑事司法制度に具備する重要かつ正当な機能ということがいえるかもしれない。しかしながら、汚名・烙印の強度は、期待賃金および犯罪率に依存して決まる。そして、このことは、異なる犯罪率を持つパレート順位付け可能な複数均衡を生じさせることになる。

*JEL classification* : A12; C70; J30

キーワード：スティグマ；厳罰化；犯罪記録の開示

## 1. イントロダクション

犯罪への経済的アプローチは、良心のような内発的動機付けが重要であることを認めながらも、しかしながら、刑罰のように容易に測定可能な、しかも、操作可能な外在的インセンティブにその焦点を当てようとしている。このアプローチ手法は、理論的に魅力的であり、常識とも一致していて、そして、犯罪発生率の経験的変化の説明にもある程度の成功を収めている<sup>1</sup>。そして、合衆国での犯罪の増加パターンをみると、確かに、刑罰の重要性を支持するものとなっている。しかしながら、近年の犯罪（の増加）パターンをみると、刑罰の抑止効果が薄れてきていることがわかる。しかも、それだけではなく、刑罰の抑止効果だけでは説明がつかないことが多々あることがわかる。例えば、1960年から1980年までに報告された犯罪データによると、この間、犯罪は294パーセント増加しているが、他方、一犯罪当たりの初犯者数は58パーセント減少している<sup>2</sup>。これに対し、1980年代には、一犯罪当たりの初犯者数は118パーセント増加したが、それでも、犯罪そのものは8パーセントしか上昇していない<sup>3</sup>。これらの犯罪（の増加）パターン

<sup>†</sup> 研究プロジェクト（課題番号：26380462）への日本学術振興会の学術研究助成基金助成金の資金援助に深く感謝いたします。本レビューは、同研究プロジェクトの遂行にあたりなされた、一連の文献レビューの一環であり、本稿は、主として、Eric Rasmusen, “Stigma and Self-Fulfilling Expectations of Criminality,” *Journal of Law and Economics*, Vol. 39, No. 2, 1996, pp. 519-543を概括したものである。

<sup>1</sup> このことについて、独創性に富んだ影響力のある最初の論文として、Gary Becker, “Crime and Punishment: An Economic Approach,” *Journal of Political Economy*, Vol. 76, No. 2, 1968, pp. 169-217を挙げることができる。

は、(なぜ、刑罰の抑止効果が薄れているのか、なぜ、犯罪の増加のパターンにむらがあるのか等) 刑罰の抑止効果だけでは十分に説明のつかないものがある。

犯罪に関する経済モデルは、長年に渡り精緻化されてきたが、しかしながら、いまだ、私たちは、刑罰の犯罪抑止効果が薄れていることについて満足のいく説明を得たことはない。多くの論文が、(刑罰の抑止効果の低下を説明するのに)、私たちが「過負荷理論／オーバーロード理論 (overload theory)」と呼ぶところの変形版を用いて、検討を重ねてきた。すなわち、それは、犯罪が増加するとき、警察および検察等の行政の執行機関への資金拠出が十分に増加しないため、期待刑罰 (／期待逮捕率) の低下を招くことになり、犯罪をさらに増加させることにつながるといものである<sup>4</sup>。オーバーロード理論は、社会が低犯罪率の均衡から高犯罪率の均衡へとどのように移行するかを説明することができるが、犯罪水準は、期待刑罰 (／期待逮捕率) に媒介されてもたらされるとしているため、この理論では、(例えば、若年層で高く、中高年層では極端に低くなる初犯率、および、低率で維持されてきた犯罪率が、近年、高率で高止まりする犯罪率等の) 合衆国の犯罪パターンを説明することができない<sup>5</sup>。

この30年の長期をみると、経済学者が伝統的に考察の対象としてきた (経済的) インセンティ

- 
- <sup>2</sup> 後に詳細に言及することになるが、犯罪者の烙印、いわゆる、スティグマは、初犯の心理的障壁 (を高く保つこと) に強く影響する。初犯率が低いことは、スティグマが機能していることを示すものであり、少なくとも、1980年までの合衆国はそうであったことが窺える。
- <sup>3</sup> 犯罪に関する時系列データは、意外と点在してみられる。例えば、ここで「報告された犯罪」は、FBI犯罪分類指標に該当するものであり、それらは、Charles Murray, *Losing Ground: American Social Policy, 1950-1980*, 1984, table 18からの犯罪率、および、U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Statistical Abstract of the United States*, p. 2 (1989), p. 300 (1990)からの人口データである。「囚人」とは、州裁判所および連邦裁判所で1年以上の懲役刑 (の実刑判決) を受けた者を指し、これらのデータについては、U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1970*, table H1, p. 138 (reprint 1989); U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Statistical Abstracts*, p. 325 (1984), p. 343 (1993)に拠っている。1990年の数字は、州の囚人数に1.062をかけたもので、これは、州の囚人数に対する1989年の連邦政府の比率に1をプラスしたものである。犯罪数が増加することの明確な説明のために使用された、年齢16~24歳の青少年の犯罪数は、この期間中に90パーセントしか増加しなかった。これらのデータについては、U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, *Handbook of Labor Statistics*, p. 13 (1989)に拠っている。犯罪傾向の増加に関する追加的な証拠としては、Richard Freeman, “The Labor Market,” in *Crime*, edited by James Q. Wilson, and Joan Petersiliapp, pp. 171-191, 1995を参照しなさい。
- <sup>4</sup> 過負荷理論／オーバーロード理論の考え方は、早くに、Isaac Ehrlich, “Participation in Illegitimate Activities: A Theoretical and Empirical Investigation,” *Journal of Political Economy*, Vol. 81, No. 3, 1973, pp. 521-565で取り上げられている。そして、また、Francis Lui, “A Dynamic Model of Corruption Deterrence,” *Journal of Public Economics*, Vol. 32, Issue 2, 1986, pp. 215-236; Jens Andvig and Karl Moene, “How Corruption May Corrupt,” *Journal of Economic Behavior & Organization*, Vol. 13, Issue 1, 1990, pp. 63-76; Scott Freeman, Jeffrey Grogger, and Jon Sonstelie, “The Spatial Concentration of Crime,” *Journal of Urban Economics*, Vol. 40, Issue 2, 1996, pp. 216-231; Raj San, “Social Osmosis and Patterns of Crime: A Dynamic Economic Analysis,” *Journal of Political Economy*, Vol. 99, No. 6, 1991, pp. 1272-1295; Joel Schrag and Suzanne Scotchmer, “The Self-Reinforcing Nature of Crime,” *International Review of Law and Economics*, Vol. 17, Issue 3, 1997, pp. 325-335において、その公式化をみることができる。
- <sup>5</sup> 最近の実証研究によれば、その他の点 (行政の執行機関への資金拠出以外) は同じような都市でも、ある種の社会的相互作用により犯罪率が異なることがあるが、これはオーバーロード・モデルの説明する複数均衡ではない。Edward Glaeser, Bruce Sacerdote and Jose Scheinkman, “Crime and Social Interactions,” *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 111, No. 2, 1996, pp. 507-548を参照しなさい。

ブよりも、社会的影響要因の方が、おそらく、犯罪発生率の変化の決定要因としてはより重要になってきているといえよう。社会的影響要因のなかには、個人が持つ現行の志向（いわゆる、嗜好および態度）あるいは良心などのように、経済学者が所与として扱う要素も含まれる。しかしながら、本稿で取り扱う（犯罪者に対する）烙印／スティグマ（stigma）はそのようなものではない。汚名・烙印は、ある個人が、犯罪歴を持つ他の誰かと相互作用することを嫌悪する気持ちを社会的経済環境の中に誘発することになる。したがって、汚名・烙印は、犯罪者にとり、良心のような内発的動機付けではなく、懲役刑のような（負の）外在的インセンティブの性質を持つものである。私たちは、本稿で、標準的経済モデリングに、烙印の要因を組み込むことで、犯罪者が烙印に対しどのように反応するのか、そして、また、人々はなぜ犯罪者を非犯罪者と区別した扱いをすることが利己的利益となるのかを明らかにすることにしている。

烙印には、経済的なもの（例えば、低い賃金）、および、社会的なもの（例えば、親しい友人および配偶者を見つけることの苦勞）に関連して生じる（負の）外在的インセンティブが考えられる。経済的烙印は、より測定しやすく、そのため、多くの研究者がその効果を推定する試みを行おうとしている<sup>6</sup>。烙印が重要（な役割を果たす）かどうかは、その背景に依存するよう思える。例えば、Lottは、銀行横領罪（に関わること）から39パーセント、そして、銀行窃盗罪（に関わること）から41パーセントの短期収入の減収がみられることを明らかにしている<sup>7</sup>。また、Groggerは、実証サンプルの検証により、黒人と白人の若年労働者の雇用格差のほぼ2/3を逮捕歴により説明することができるとしている<sup>8</sup>。しかしながら、Groggerは、彼の他の二つの研究では、逮捕は若者労働者の所得に一時的にしか影響を及ぼさないことを明らかにしている<sup>9</sup>。別のあるいくつかの研究は、有罪判決の後に雇用された労働者には、賃金の増加さえみられることを指摘している。しかし、これは、犯罪者の烙印を押された人が就くことができる類いの仕事は、最初、賃金が高いが、しかし、昇進の機会が少ないことの結果であるとしている<sup>10</sup>。

これらの論文は、烙印の存在そのものについて説明するというより、むしろ、烙印の結果生じる（負の）外在的インセンティブ（の水準）を測定しようとするものである。烙印そのものの説明のひとつとして用いられるのは、それを嗜好ないし選好行動とみなす方法である。すなわち、

---

<sup>6</sup> これに関連する文献としては、John Lott, "The Effect of Conviction on the Legitimate Income of Criminals," *Economics Letters*, Vol. 34, Issue 4, 1990, pp. 381-385; Richard Freeman, "Crime and the Employment of Disadvantaged Youth," in *Drugs, Crime and Social Isolation: Barriers to Urban Opportunity*, Adele Harrell and George Peterson eds., 1992; John Lott, "An Attempt at Measuring the Total Monetary Penalty from Drug Convictions: The Importance of an Individual's Reputation," *Journal of Legal Studies*, Vol. 21, No. 1, 1992, pp. 159-187; Jonathan Karpoff and John Lott, "The Reputational Penalty Firms Bear from Committing Criminal Fraud," *Journal of Law and Economics*, Vol. 36, No. 2, 1993, pp. 757-802; Joel Waldfogel, "Does Conviction Have a Persistent Effect on Income and Employment?" *International Review of Law and Economics*, Vol. 14, Issue 1, 1994, pp. 103-119が挙げられる。

<sup>7</sup> これについては、John Lott, "Do We Punish High-Income Criminals Too Heavily?" *Economic Inquiry*, Vol. 30, Issue 4, 1992, pp. 583-608を参照しなさい。

<sup>8</sup> これについては、Jeffrey Grogger, "Arrests, Persistent Youth Joblessness, and Black-White Employment Differentials," *Review of Economics and Statistics*, Vol. 74, No. 1, 1992, pp. 100-106を参照しなさい。

<sup>9</sup> 彼の他の二つの研究は、Jeffrey Grogger, "The Effect of Arrest on the Employment and Earnings of Young Men," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 110, No. 1, 1995, pp. 51-71; Jeffrey Grogger, "Criminal Opportunities, Youth Crime, and Young Men's Labor Supply," Working paper, University of California, Santa Barbara, Department of Economics, February 1994である。

人々は、犯罪歴のある人に対して道徳的な嫌悪感を抱き、そして、彼らと交わるよりむしろ個人的な犠牲を払う（彼らと交わることで得られる利益、いわゆる、機会費用を支払う）ことを選好するというものである。この説明に従うと、たとえ、雇用主が、犯罪歴のない低生産性の労働者を雇用し、高い賃金を支払わなければならないとしても、彼は犯罪歴のある高生産性の誰かを雇用することを拒むことを選択し、利益を犠牲にするということになる。この説明には、ある一定の説得力があるが、しかし、烙印について説明するのに嗜好に訴えることは必ずしも必要なことではないし、また、適切なことでもない。本稿では二つのモデルを展開するが、これらのモデルは、犯罪歴それ自体を嫌悪するのではなく、犯罪性（criminality）が他の直接的に望ましくない属性と結びついた合理的な帰結として、犯罪歴のある人に対しある種の社会的および経済的対処方法を選択することが経済合理的であることを説明するものとなっている。

本稿の構成は次のとおりである。2節では、潜在的犯罪者が犯罪に手を染めるかどうかの決定と雇用主が犯罪歴のある人に汚名を着せるかどうかの決定との相互作用について、二つの公式モデルを展開する。そして、両モデルとも、（汚名が高い負の報酬とつながる）高スティグマと低犯罪率、あるいは、（汚名が重大な負の報酬につながらない）低スティグマと高犯罪率という複次元均衡が生じる可能性があることを明らかにする。3節では、スティグマが公共政策に及ぼす影響、すなわち、法的な強制力あるいは行政の執行力（enforcement）、刑罰の厳格化（punishment）、および、犯罪歴等の情報公開（disclosure）の政策課題に及ぼす効果について考察する。4節では結論を述べる。

## 2. スティグマのモデル化

本節でモデル化される基本的な考え方は、（ある個人の）犯罪歴の公表が、他の人々が彼と相互作用することを嫌悪する感情／態度を引き起こすことになり、その結果、この態度を具現化するある種の行動を選択することになるというものである。モデルでは、この嫌悪感は、犯罪に手を染め有罪判決を受けた個人に対し、雇用主が低賃金を支払う行動選択として表れることになる<sup>11</sup>。

本稿では、二つのモデル、モラル・ハザード・モデルおよび逆選抜モデルが展開されるであろう。両モデルとも、有罪判決は（当該個人の）犯罪性の情報を伝達し、そして、雇用主は犯罪歴を持つ者を雇用することを忌避する傾向にあるが、しかしながら、（雇用主は）汚名・烙印の（ある者）に対し（嫌悪感等の）直接的な嗜好を持つものではないが、犯罪性は生産性と関連するなんらかの情報を伝達するという考えを基礎としている。一方のモラル・ハザード・モデルでは、

---

<sup>10</sup> Daniel Nagin and Joel Waldfogel, “The Effects of Criminality and Conviction on the Labor Market Status of Young British Offenders,” *International Review of Law and Economics*, Vol. 15, Issue 1, 1995, pp. 109-126を参照しなさい。賃金増加に関して、理論的説明だけでなく、さらなる実証結果を示す論文として、Shawn Bushway, Daniel Nagin, and Lowell Taylor, “The stigmatic Impact of Criminal Records on Legitimate Employment,” Working paper, Carnegie Mellon University, Heinz School, May 1995; Daniel Nagin and Joel Waldfogel, “The Effects of Conviction on Income through the Life Cycle,” Working paper, No. 4551, NBER, November 1993の二つを挙げることができる。

<sup>11</sup> 同モデルは、解釈を適切に変更することで、社会的汚名についても適用できる。例えば、ある個人が有罪判決を受けたならば、彼の友人達は彼に対しほとんど好意を抱くことがなくなる。なぜなら、彼の友人達が抱く好意に対し、彼が報いる可能性をほとんど期待できないことが予想されるからである。

当初、全労働者が同等の限界生産性を持つことを前提にスタートする。しかし、犯罪性は低生産性と直結する性癖であるとし、犯罪歴のある個人とそうでない個人とを区別する。他方の逆選抜モデルでは、犯罪性は生産性になんの影響も及ぼさないが、しかし、ある一部の労働者は、(彼らが犯罪に手を染めるかどうかに関わらず)、生産性がより低く、そして、外生的な(なんらかの)理由で、これらの労働者は、犯罪に関与する傾向がより強いとする。

私たちは、まず、「スティグマ」というこの用語をどのように理解するのが適切であるのかをみてみる。そこで、最初に、人々の「汚名・烙印のある者についての嗜好(犯罪歴のある者に対する嫌悪感等)」がどのようなものかを考えてみる。純粋に利益最大化の希求者である雇用主は、(労働者の持つ犯罪歴等の)汚名・烙印についてなんの先入観/偏好も持たない。そして、彼は、労働者から得ることが期待される利益に基づいてのみ、労働者を雇用する。私生活で児童虐待の疑念が持たれる労働者Xが、そのような好ましからざる性癖を持たない労働者Yよりも年間当たり1ドルだけ多く会社の利益に貢献するならば、雇用主は労働者Xを選好するであろう。汚名・烙印についての偏好は、特に、社会関係において、疑いなく存在するが、しかし、ここではスティグマが果たす社会関係の中での役割は考えないものとする。汚名・烙印が、個人の私的嗜好に還元することなく説明されるのであれば、実際には、スティグマそのものについての嗜好ではなく、(汚名・烙印と関連する)深層的な要因(例えば、高/低生産性等)に対する選好として説明することができるかもしれない。すなわち、汚名・烙印と生産性の関連性の経験則として、「スティグマに対する偏好」を説明することができるかもしれない。

そこで、次に、本稿で考える「生産性」の基本的考え方についてみてみることにしよう。ここで思い浮かべるのは、ある機械装置のモジュール部品をつくる工場労働者のイメージである。経済学者は、通常、「(限界)生産性」を、理論的および実証的にも、労働力を一人追加投入するとき、企業が生産する追加生産物に言及する用語として使用している。したがって、工場労働者が、より多くのモジュール部品を作るならば、彼の限界生産性は単純に高くなるといえる。しかしながら、モラル・ハザード・モデルで扱う労働者の生産性のイメージはこれとは少し異なる。すなわち、工場労働者が、10個の部品を生産しても、2個を台無しにし、3個を盗み、そして、隣の従業員の生産量を4個減らすような好ましからざる行動をとるならば、この従業員の限界生産量は10個ではなく、1個である。したがって、モラル・ハザード・モデルが、犯罪に関わる労働者の生産性が下がると仮定するとき、それは課業を遂行する彼の能力水準が低いことに限定するものではない<sup>12</sup>。例えば、犯罪性と生産性との最も明白な関係は、従業員による窃盗およびその防止のための警報装置の設置が求められることなどである。Dickens, Katz, Lang, and Summersは、従業員の窃盗により、合衆国ビジネスに年間150~560億ドルの損害が発生し、また、企業倒産の5~30パーセントは窃盗が主原因となっており、そして、この防止に年間120億ドルの支出を余儀なくされていると主張する研究を引用している<sup>13</sup>。犯罪歴のある人は、犯罪の手口を学び、盗品の保管方法を熟知し、そして、初犯の恐怖および良心の呵責を克服している。雇用主は、彼らが怠業することで、時間を盗もうとしているのではないかという懸念を持つ

<sup>12</sup> もちろん、実質的な生産性の低下の可能性があると考えるのは、もっともらしく思われる。例えば、薬物、および、アルコールの乱用は、(犯罪性の問題は別としても)、知的および身体的能力を低下させ、ひいては、生産性を著しく低下させる。このように、犯罪性そのものに起因する生産性の低下は現実に散見されるところである。

<sup>13</sup> William Dickens, Lawrence Katz, Kevin Lang, and Lawrence Summers, "Employee Crime and the Monitoring Puzzle," *Journal of Labor Economics*, Vol. 7, No. 3, 1989, pp. 331-347を参照しなさい。

は、当然かもしれない。

他方、逆選抜モデルでは、犯罪性が（低）生産性となんらかの関連性を持つという仮定は、可視化しやすいようにモデル化されている。すなわち、このモデルでは、定量化しやすいように、犯罪性が低い知能（IQ）と相関し、さらに、知能（の高さ）が生産性（の高さ）と高い相関を持つとしている<sup>14</sup>。確かに、逆選抜モデルにおいても、低い生産性は、また、モラル・ハザード・モデルと同様の特性、すなわち、盗難癖および怠業癖に由来させることができるとしているが、しかしながら、これらの性癖は労働者の自由意志によるものではなく、あるいは、それは（彼らの性癖は）犯罪を引き起こすかもしれないが、それによって低生産性が引き起こされるものではないとしている。このことを念頭に置きながら、次に、スティグマの公式モデルを始めることにする。

#### A. モラル・ハザードとスティグマ。

モラル・ハザード・モデルにおける意思決定者は、リスク中立的な労働者および雇用主である。一方、労働者は、犯罪に手を染めるかどうかの決断を迫られる。そして、また、労働者が犯罪に関わったとしても、彼らが逮捕され有罪とならない限り、（彼らの犯罪が）雇用主によって知られることはない。他方、雇用主は、この不完全情報の下で、有罪判決を受けた労働者およびそれ以外の労働者にいかなる水準の賃金を支払うかを決めなければならない。

労働者が、犯罪に関わることを選択するならば、彼らは外生的確率 $\alpha \in (0, 1)$ で（逮捕され）有罪判決を受けることになるとする。このとき、彼が犯罪から得る直接的報酬は $V$ であり、また、有罪判決を受けることによる公的処罰のコストは $P$ である<sup>15</sup>。労働者は連続的な存在であり、そして、彼らが犯罪に手を染める割合（システムの犯罪率） $\theta \in [0, 1]$ はいかなる個人の決定によっても影響を受けることはない。労働者は、犯罪に対する嫌悪感の程度（モラルの程度）が異なるが、これ以外は同質的であるとする。そして、各個人の犯罪に対する嫌悪感の違いを異質性パラメータ $u$ で表すとする。この異質性パラメータは、分布 $F(u)$ を持ち、 $u$ の大きな正の値は、（高い道徳的羞恥心、犯罪手口の稚拙さ、あるいは、犯罪機会の低さなどモデル化されない理由により）、犯罪に対する強い嫌悪感を持つ個人を表すものとする<sup>16</sup>。さらに、 $u$ のいかなる値につ

<sup>14</sup> 刑事事件の犯罪者のIQは、一般母集団のそれより約8ポイント低い（これは標準偏差の半分にあたる）。ただし、逮捕された犯罪者のIQを測定した場合、同じように低いとはいえないようである（Richard Herrnstein, "Criminogenic Traits," in *Crime*, edited by James Q. Wilson and Joan Petersilia, 1995, p. 49）。

<sup>15</sup>  $\alpha$ 、 $V$ および $P$ が外生的に決定されるとするのは、汚名の影響分析に焦点を当てるための単純化である。犯罪機会をめぐる競争のため、犯罪からの直接的報酬は、犯罪量が増加するにつれて減少することは十分にあり得る。また、公的処罰は、（犯罪に関する社会的関心の高まりから）、上昇することもあれば、あるいは、（先の節でみた「過負荷理論」の主張する理由のため）、低下することも考えられる。ただし、これらの効果は本稿のモデルでは除外されている。また、このモデルでは、裁判所は、被告人に有罪判決を宣告するのに（その結果として、汚名・烙印を押すことに）人格証拠（character evidence）を用いることはないとしていることにも注意する必要がある。これは、Joel Schrag and Suzanne Scotchmer, "Crime and Prejudice: The Use of Character in Evidence in Criminal Trials," *Journal of Law, Economics, & Organization*, Vol. 10, No. 2, 1994, pp. 319-342にみられる複数均衡の背後にある考え方と同じである。

<sup>16</sup> 個人が同質的であれば、全員が犯罪者か、あるいは、全員が非犯罪者かのいずれかである。したがって、個人の異質性を仮定することで、異質性パラメータのある臨界値について、犯罪水準がどのように変化するかを明らかにすることができる。ただし、以下に示す複数均衡が存在するという結論は、すべての個人が同質的であるとしても有効である。

いても、 $F'(u) > 0$ であると仮定する。したがって、この仮定は（すべてのパラメータ値について、該当するパラメータ値の個人が必ず存在するため）、いかに罰則が厳しくても犯罪に関わる個人がいることを、あるいは、いかに罰則が軽微であっても犯罪に手を染めない個人がいることを意味することになる<sup>17</sup>。

労働者は、自らが有罪判決を受けたかどうかにかかわらず、雇用機会を得ようと努力する。先にみたように、犯罪性は純生産性を低下させるが、これは、従業員の窃盗、権威への抵抗、あるいは、正当な技能習得の配慮の欠如など、様々な理由が考えられる。したがって、正規雇用において、犯罪者の限界生産物を  $m$  とするならば、非犯罪者の限界生産物は  $m+y > m$  と表すことができる。雇用主は、労働者の雇用をめぐる互いに競争するが、彼らが観察するのは前科（／犯罪歴）だけで、本人の犯罪性や（限界）生産性ではない。

均衡においては、有罪判決を受けた労働者は、彼らの限界生産物と同等の賃金  $m$  を獲得することになる。また、犯罪に全く手を染めない労働者は、彼らが非犯罪者（innocence）の労働者ということが知られているならば、賃金  $m+y$  を享受することになる。しかしながら、雇用主は、有罪判決を受けた労働者（convicted workers）は峻別できるが、それ以外の労働者は、彼が全く犯罪に関わらない労働者であろうと、また、彼が犯罪に手を染めたがたまたま逮捕されなかったり、あるいは、（逮捕されても）有罪判決を受けなかった労働者であろうと、単に、「有罪判決を受けていない労働者」としてしかみることができない。したがって、未決労働者（unconvicted workers）の分類枠には、非犯罪者（noncriminals or innocence）および未決犯罪者（unconvicted criminals）が混在することになる<sup>18</sup>。このため、未決労働者の期待賃金  $w$  は、区間  $[m, m+y]$  におけるいずれかの値をとり、しかも、未決犯罪者の割合に依存してその値が決まることになる。犯罪に関わる労働者の割合は  $\theta$  であるので、しかも、このうち、 $\alpha$  の確率で有罪判

犯罪に手を染める労働者の割合： $\theta$		犯罪に関わらない労働者の割合： $1-\theta$	
低限界生産性の労働者 (賃金： $m$ )	逮捕され有罪になる割合： $\alpha\theta$	低限界生産性の労働者 (賃金： $m$ )	0
	未逮捕 or 有罪にならない割合： $(1-\alpha)\theta$		
高限界生産性の労働者 (賃金： $m+y$ )	0	高限界生産性の労働者 (賃金： $m+y$ )	$1-\theta$

表 1. 限界生産性の測度としての犯罪性

<sup>17</sup> 異質性パラメータ分布（累積密度関数）を  $F(u)$  とするとき、この確率密度関数は  $F'(u) \equiv f(u)$  で表されるとする。したがって、 $F'(u) = f(u) > 0$  は、すべての  $u$  の値について、該当するパラメータ値を持つ誰かが存在する（分布する）ことを意味する。これは、後に、均衡の存在を保証するために重要になるが、 $u \in [-\infty, +\infty]$  について、 $0 < F(u) < 1$  であることを意味する。

<sup>18</sup> 混乱を避けるため、犯罪に関して、労働者の分類を整理しておくのは有用であろう。ただし、これは、雇用主の視点からの分類であることに注意しなさい。まず、雇用主ができるのは、「有罪判決を受けた労働者（convicted workers）」と「有罪判決者以外の労働者（unconvicted workers）」の峻別だけである。本稿では、後者は未決労働者（unconvicted workers）と称することにする。そして、この分類枠には、非犯罪者（noncriminals or innocence）および（犯罪に関わったが有罪判決を受けなかった、いわゆる）、未決犯罪者（unconvicted criminals）が混在することになる。



決を受けるので、(労働者) 全人口に占める有罪判決者の割合は $\alpha\theta$ であり、また、残りの未決犯罪者の割合は $(1-\alpha)\theta$ で表される。未決労働者(非犯罪者および未決犯罪者)の割合は、有罪判決者の割合が $\alpha\theta$ であるので、この残りの割合 $1-\alpha\theta$ で表されることになる。そして、これが未決労働者の期待賃金(1)式の分母になる。すなわち、割合 $1-\alpha\theta$ の未決労働者のうち、割合 $1-\theta$ は非犯罪者であり、彼らの限界生産物と同等の賃金 $m+y$ を享受し、他方、割合 $\theta(1-\alpha)$ は未決犯罪者であり、彼らの限界生産物 $m$ を享受することになる。したがって、未決労働者の平均限界生産物は次のように表される。

$$(1) \quad \begin{aligned} w &= \left( \frac{1-\theta}{1-\alpha\theta} \right) (m+y) + \left( \frac{\theta(1-\alpha)}{1-\alpha\theta} \right) m \\ &= m + \left( \frac{1-\theta}{1-\alpha\theta} \right) y \end{aligned}$$

犯罪率 $\theta$ について、これを偏微分すると次のことを得る。

$$(2) \quad \begin{aligned} \frac{\partial w}{\partial \theta} &= \left( \frac{-(1-\alpha\theta) - (1-\theta)(-\alpha)}{(1-\alpha\theta)^2} \right) y \\ &= - \left( \frac{1-\alpha}{(1-\alpha\theta)^2} \right) y < 0 \end{aligned}$$

これより、未決労働者の賃金は、システムの犯罪率(犯罪に手を染める労働者の割合) $\theta$ が増加するとともに低下することが直ちにわかる。

労働者は、このような状況の下で、犯罪に関わるかどうかの意思決定を迫られることになる。そこで、彼らは、犯罪に関わることを選択したときの期待賃金 $\pi_c$ および犯罪を忌避することを選択したときの期待賃金 $\pi_{nc}$ を事前に計算し天秤にかけることになる。このとき、彼らの期待ペイオフは、それぞれ、次のように表される<sup>19</sup>。

$$(3) \quad \pi_c = (V - \alpha P) + [(1 - \alpha)w + \alpha m] - u$$

そして、また、

$$(4) \quad \pi_{nc} = w$$

ただし、 $V - \alpha P$ は犯罪の純利益、 $(1-\alpha)w + \alpha m$ は期待賃金、そして、 $u$ は先に示したように犯罪に関わる心理的コスト(羞恥心等から被るコスト)を表す。労働者は、次に定義するような犯罪の魅力度 $A \equiv \pi_c - \pi_{nc}$ が正であれば、犯罪に関わることを選択することになる。犯罪の魅力度 $A$ は、(1)、(3)、および、(4)式を用いて整理すると、最終的に次のように表される。

<sup>19</sup> 雇用主は、労働者を、有罪判決を受けた者とそうでない者のいずれかでしか峻別できない。したがって、雇用主は、前者に対し賃金 $m$ を支払い、そして、後者に対し賃金 $w$ を支払うことになる。この状況下で、労働者が犯罪に関わることを選択したとき、確率 $\alpha$ で(逮捕され)有罪判決を受け賃金 $m$ を獲得することになり、また、確率 $1-\alpha$ で(有罪判決を免れ)未決犯罪者となり賃金 $w$ を獲得することになる。結果として、労働者が犯罪に関わるとき、彼の期待賃金は $\alpha m + (1-\alpha)w$ となる。すなわち、彼は、有罪判決者および未決犯罪者の割合に応じた加重平均賃金を受け取ることになる。他方、労働者が犯罪に全く関わらないことを選択するとき、(しかしながら、雇用主は非犯罪者と未決犯罪者を峻別できないので、結局)、未決労働者の賃金 $w$ を得ることになる。

$$\begin{aligned}
(5) \quad A &\equiv \pi_c - \pi_{nc} \\
&= (V - \alpha P) + [(1 - \alpha)w + \alpha m] - u - w \\
&= (V - \alpha P) - \alpha(w - m) - u \\
(6) \quad &= (V - \alpha P) - \alpha \left( \frac{1 - \theta}{1 - \alpha\theta} \right) y - u
\end{aligned}$$

命題1は、(6)式に示した犯罪の魅力度とモラル・ハザード・モデルを構成する他の変数との相互作用関係をまとめたものである。

**命題1.** 犯罪の魅力度は、(a) 犯罪の直接的報酬 $V$ の増加とともに増加し、(b) 犯罪の個人的不経済 $u$ の増加とともに減少し、(c) 刑罰の厳しさ $P$ の増加とともに減少し、(d) 生産性の毀損 $y$ の増加とともに減少し、(e)  $P=0$ の下でさえ、有罪の確率 $\alpha$ の増加とともに減少し、そして、(f) 犯罪に関与する労働者の割合 $\theta$ の増加とともに増加する傾向にある<sup>20</sup>。

(a)~(e)の部分については、予想どおり（経験則どおり）である。犯罪に関するあらゆる経済モデルと同様、犯罪量は、犯罪に関わることにより得られる直接的利得の増加により増加し、刑罰の厳しさの増加により減少する。しかし、犯罪の魅力度は、有罪の確率および処罰の厳しさの増加により減少するが、 $\alpha$ （有罪の確率）の効果と $P$ （刑罰の厳しさ）の効果は、後者の効果は前者と結合して一度だけ表れるが、前者はこれだけではなく独立しても表れることに注意しなさい。(6)式の第二項において、刑罰 $P$ が負の効果を発揮するのは、公的な処罰に $\alpha$ を乗じた（結合した）ときの一度のみである。これに対し、有罪の確率 $\alpha$ は、（先にみた効果の他に）、さらに、次の二つの負の効果を持つ。(6)式の第三項にみられるように、有罪の確率が高ければ、(i) ステイグマが生じる確率 $(1-\theta)/(1-\alpha\theta)$ が高くなり、同時に、また、(ii) ステイグマ（賃金の毀損）の強度 $\alpha y$ も増えることになる。したがって、より単純な犯罪モデルとは異なり、法的な強制力および行政の執行力は刑罰よりも大きな影響力を持つことになる。例えば、期待刑罰水準を $\alpha P=2$ で一定に保つとしたとき、 $P=20$ と $\alpha=0.1$ の組み合わせは、 $P=4$ と $\alpha=0.5$ の組み合

<sup>20</sup> 命題1の(a)~(d)については、(6)式から一目瞭然である。(e)については、次のことがいえる。まず、 $\alpha$ について、魅力度 $A$ を偏微分すると次のことを得る。

$$\begin{aligned}
\frac{\partial A}{\partial \alpha} &= -P - \left( \frac{(1-\theta)(1-\alpha\theta) - \alpha(1-\theta)(-\theta)}{(1-\alpha\theta)^2} \right) y \\
&= -P - \left( \frac{(1-\theta)(1-\alpha\theta + \alpha\theta)}{(1-\alpha\theta)^2} \right) y \\
&= -P - \left( \frac{1-\theta}{(1-\alpha\theta)^2} \right) y < 0
\end{aligned}$$

これは負であるので、犯罪の魅力度は、有罪の確率 $\alpha$ の増加とともに減少することがわかる。また、(f)については、次のことがいえる。 $\theta$ について、魅力度 $A$ を偏微分すると次のことを得る。

$$\begin{aligned}
\frac{\partial A}{\partial \theta} &= -\alpha y \left( \frac{-(1-\alpha\theta) - (1-\theta)(-\alpha)}{(1-\alpha\theta)^2} \right) \\
&= \alpha y \left( \frac{1-\alpha}{(1-\alpha\theta)^2} \right) > 0
\end{aligned}$$

これは、 $0 < \alpha < 1$ の仮定の下で、正であるので、犯罪の魅力度は、犯罪に関与する労働者の割合 $\theta$ の増加とともに増加することがわかる。

わせと同等の期待刑罰水準を補償するが、前者のケースは後者のケースほど強く犯罪を抑制するものではない。なぜなら、後者のケースは前者のケースより、スティグマの生じる確率 $(1-\theta)/(1-\alpha\theta)$ が高く、しかも、スティグマの脅威 $\alpha y$ がより強く、たとえ刑罰がゼロに近い( $P \approx 0$ )状態であったとしても、スティグマ単独で、犯罪を抑制する効果を十分に発揮する可能性があるからである。

しかし、最も興味深いのは、命題1の(f)の部分である。すなわち、一般的な犯罪率が、犯罪に関わるかどうかの判断を迫られている個人にどのような影響を及ぼすのかである。犯罪率 $\theta$ は、個人(の労働者)の意思決定により影響を受けるものではないが、それ自体は個人の決定を左右する効果を持ち、しかも、すべての個人(労働者)の意思決定により内生的に決まるものでもある。犯罪率が期待賃金にどのような影響を及ぼすかをみると、(4)式より、 $\partial\pi_{nc}/\partial\theta = dw/d\theta$ であり、また、(3)式より、 $\partial\pi_c/\partial\theta = (1-\alpha)(dw/d\theta)$ であるので、ただし、(2)式より、 $dw/d\theta < 0$ であるので、 $\theta$ の上昇とともに、賃金損失(賃金毀損)は増大することがわかる。このとき、有罪判決を受けた労働者および未決労働者ともにペイオフが減少するが、 $\partial w_{nc}/\partial\theta < \partial w_c/\partial\theta < 0$ であるので、未決労働者のペイオフの方がより減少する。かくして、犯罪率が高くなると、有罪判決を受けた労働者よりも未決労働者の方が(とりわけ、非犯罪者が)より大きな打撃を受けることがわかる。

ここで、ある異質性パラメータの分布について、社会システムの犯罪率の均衡を考えてみることにする。そこで、まず、犯罪率のいかに関わらず、必ず犯罪に手を染めるパラメータ領域、また、決して犯罪に関わらないパラメータ領域を区分する、いわゆる、カットオフ水準を導出することから始める。カットオフ水準は、(先にみた犯罪の魅力度の視点からすると)、犯罪率のいかに関わらず、犯罪の魅力度が正の値をとる領域( $A > 0$ )、および、負の値をとる領域( $A < 0$ )にそれぞれ区分する臨界値ということになる。したがって、二つのカットオフ値として、私たちは、 $\theta=0$ の下で、 $A=0$ を満たす異質性パラメータ値 $\underline{u} \equiv (V-\alpha P) - \alpha y$ 、および、 $\theta=1$ の下で、 $A=0$ を満たす異質性パラメータ値 $\bar{u} \equiv V - \alpha P$ をそれぞれ得ることになる<sup>21</sup>。

私たちは、ここで、二つのカットオフ水準により、異質性パラメータ $u$ を三つの領域、すなわち、 $A > 0$ を常に満たすパラメータ区間 $u \in [-\infty, \underline{u})$ (必ず犯罪に手を染めるパラメータ領域)、 $A < 0$ を常に満たすパラメータ区間 $u \in (\bar{u}, +\infty]$ (決して犯罪に関わらないパラメータ領域)、および、これらの区間に挟まれたパラメータ区間 $u \in [\underline{u}, \bar{u}]$ に区分することができる。しかも、二つのカットオフ水準に挟まれた区間 $u \in [\underline{u}, \bar{u}]$ の個人は、彼らが遭遇するシステムの犯罪率 $\theta \in$

<sup>21</sup> 異質性パラメータ $u$ について、犯罪率 $0 \leq \theta \leq 1$ のいかに関わらず、必ず犯罪に手を染める領域、また、決して犯罪に関わらない領域を区切る臨界値は、(6)式において、(犯罪の関与および非関与が無差別となる)魅力度ゼロ( $A=0$ )を設定し、これを $u$ について解き、さらに、 $\theta=0$ あるいは $\theta=1$ を代入することで導き出せる。結果として、異質性パラメータを三(タイプに)区分する二つのカットオフ水準 $\underline{u} = (V-\alpha P) - \alpha y$ および $\bar{u} = V - \alpha P$ を得ることになる。

$$\begin{aligned}
 A &\equiv (V - \alpha P) - \alpha \left( \frac{1 - \theta}{1 - \alpha\theta} \right) y - u = 0 \\
 u &= (V - \alpha P) - \alpha \left( \frac{1 - \theta}{1 - \alpha\theta} \right) y \\
 u &= \begin{cases} (V - \alpha P) - \alpha y & \text{if } \theta = 0 \\ V - \alpha P & \text{if } \theta = 1 \end{cases}
 \end{aligned}$$

[0, 1] に依存して、犯罪に関わるかどうかの判断を下すことになる。したがって、このとき、異質性パラメータ  $u \in [\underline{u}, \bar{u}]$  のそれぞれの個人には、犯罪に関与することあるいは関与しないことが無差別 ( $A=0$ ) となるそれぞれの犯罪水準、いわゆる、犯罪の臨界水準  $\theta = \tilde{\theta}(u)$ 、ただし、 $u \in [\underline{u}, \bar{u}]$ 、が存在し、そして、私たちは、これを  $\tilde{\theta}(u) = (V - \alpha P - u - \alpha y) / [\alpha(V - \alpha P - u - y)]$ 、ただし、 $0 < V - \alpha P - u < \alpha y$ 、と表すことができる<sup>22</sup>。しかも、この犯罪臨界関数  $\tilde{\theta}(u)$  は、 $u$  について、増加関数であることがわかる<sup>23</sup>。

私たちは、ここで、パラメータ  $u \in [\underline{u}, \bar{u}]$  の個人が、社会システムの犯罪率  $\theta$  に遭遇したとき、犯罪への関与について、どのような判断を下すのかをみてみることにする。単純化のため、社会システムがある「一定の犯罪率  $\hat{\theta}$ 」に固定されていると仮定したとき、そして、各個人がこの犯罪率に直面したとき、犯罪の関与について、どのような決定を下すのかを考察することからはじめることにする<sup>24</sup>。

システムの犯罪率が  $\hat{\theta}$  に固定されているとき、あるパラメータ  $\hat{u}$  の個人は、この犯罪率の下では、犯罪に関与することと関与しないことが無差別であるとする。すなわち、彼の犯罪臨界水準がシステムの犯罪率と等しいとする。犯罪の臨界水準は、 $u$  の増加関数であるので、 $\hat{\theta} = \tilde{\theta}(\hat{u})$  としたとき、パラメータ  $u \in [-\infty, \hat{u}]$  の個人について、システムの犯罪率は彼の犯罪の臨界水準

<sup>22</sup> パラメータ区間  $u \in [\underline{u}, \bar{u}]$  の下で、犯罪の魅力度  $A=0$  を満たす  $\theta$  についてこれを解くと次のことを得る。

$$\begin{aligned} A &\equiv (V - \alpha P) - \alpha \left( \frac{1 - \theta}{1 - \alpha \theta} \right) y - u = 0 \\ (1 - \alpha \theta)(V - \alpha P - u) - \alpha(1 - \theta)y &= 0 \\ \alpha \theta(V - \alpha P - u - y) &= V - \alpha P - u - \alpha y \\ \tilde{\theta}(u) &= \frac{(V - \alpha P - u) - \alpha y}{\alpha(V - \alpha P - u) - \alpha y} \quad \text{ただし、} \quad u \in [\underline{u}, \bar{u}] \end{aligned}$$

$\tilde{\theta}(u)$  は正であるので、先の式の右辺の分子および分母は同じ符号でなければならない。

$$\tilde{\theta}(u) = \begin{cases} \frac{(V - \alpha P - u) - \alpha y}{\alpha(V - \alpha P - u) - \alpha y} \geq 1 & \text{if } V - \alpha P - u > \alpha(V - \alpha P - u) > \alpha y > 0 \\ \frac{(V - \alpha P - u) - \alpha y}{\alpha(V - \alpha P - u) - \alpha y} < 1 & \text{if } 0 < \alpha(V - \alpha P - u) < V - \alpha P - u < \alpha y \\ \frac{(V - \alpha P - u) - \alpha y}{\alpha(V - \alpha P - u) - \alpha y} \geq 1 & \text{if } V - \alpha P - u < \alpha(V - \alpha P - u) < 0 < \alpha y \end{cases}$$

したがって、 $0 < V - \alpha P - u < \alpha y$  のとき、定義域  $\theta \in [0, 1]$  を取る臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  を導出することになる。

<sup>23</sup> 異質性パラメータ  $u$  の個人の犯罪臨界水準  $\tilde{\theta}(u) = (V - \alpha P - u - \alpha y) / [\alpha(V - \alpha P - u - y)]$  を  $u$  について偏微分すると次に示すように  $\partial \tilde{\theta}(u) / \partial u > 0$  を得る。したがって、犯罪の臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  は  $u$  の増加とともに増加することがわかる。

$$\begin{aligned} \tilde{\theta}(u) &= \frac{V - \alpha P - u - \alpha y}{\alpha(V - \alpha P - u - y)} \\ \frac{\partial \tilde{\theta}(u)}{\partial u} &= \frac{-\alpha(V - \alpha P - u - y) + \alpha(V - \alpha P - u - \alpha y)}{[\alpha(V - \alpha P - u - y)]^2} \\ &= \frac{\alpha(1 - \alpha)y}{[\alpha(V - \alpha P - u - y)]^2} \\ &= \frac{(1 - \alpha)y}{\alpha(V - \alpha P - u - y)^2} > 0 \end{aligned}$$

<sup>24</sup> 社会システムの犯罪率は、 $u$  の変化とともに犯罪の臨界水準が変化するため、これに連動して変化し、しかも、それは、異質性パラメータ分布  $F(u)$  で表すことができる。しかしながら、ここでは、パラメータ  $u$  の変化に関する「犯罪率と臨界水準の大小関係の推移」として表される動学ルールを考察することが目的であるので、システムの犯罪率を一定とした下で、固定犯罪率と犯罪の臨界水準の関係をみていくことにする。

よりも大きいので、すなわち、 $\hat{\theta} > \tilde{\theta}(\hat{u}^-)$ 、ただし、 $\hat{u}^- < \hat{u}$ 、であるので ( $A > 0$ であるので)、彼は犯罪に手を染めることになる。また、パラメータ  $u \in (\hat{u}, +\infty]$  の個人について、システムの犯罪率は彼の犯罪の臨界水準よりも小さいので、すなわち  $\hat{\theta} < \tilde{\theta}(\hat{u}^+)$ 、ただし、 $\hat{u}^+ > \hat{u}$ 、であるので ( $A < 0$ であるので)、彼は犯罪に関わろうとはしないであろう。より一般的には、異質性パラメータ  $u$  の個人が、システムの犯罪率  $\hat{\theta}$  に直面したとき、 $\hat{\theta} > \tilde{\theta}(u)$  を満たすならば、犯罪に手を染めることを選択し、他方、 $\hat{\theta} < \tilde{\theta}(u)$  を満たすならば、犯罪に関わらないことを選択することになる。

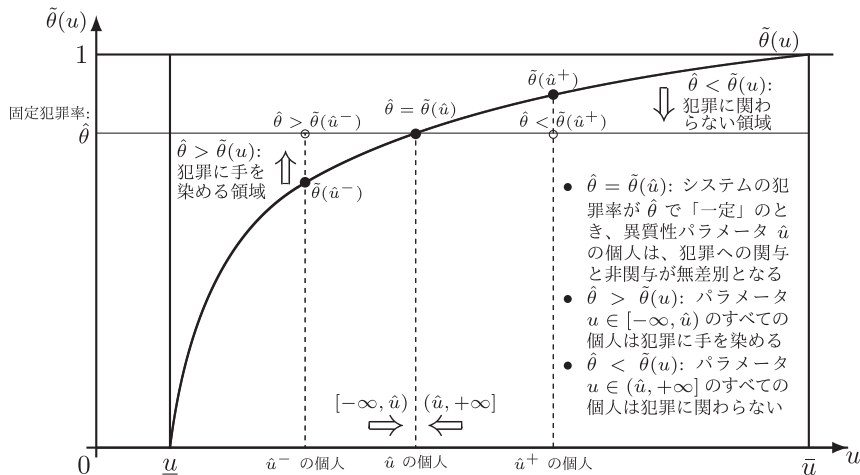


図 1. 犯罪の臨界水準と固定犯罪率

これらのことを均衡動学の視点からみると、例えば、図 1 に示したように、システムの犯罪率が  $\hat{\theta}$  で「一定」であるとき、犯罪率が ( $u$  の個人の) 臨界水準曲線  $\tilde{\theta}(u)$  の上方に位置する領域では、 $\hat{\theta} > \tilde{\theta}(u)$  であるので、犯罪量の増加圧力が働き、他方、犯罪率が臨界曲線の下方に位置する領域では、 $\hat{\theta} < \tilde{\theta}(u)$  であるので、犯罪量の減少圧力が働くことになる。したがって、 $\hat{\theta} = \tilde{\theta}(\hat{u})$  を満たすパラメータ  $\hat{u}$  では、( $\hat{u}$  の個人は犯罪に関わることと関わらないことが無差別となり)、定常状態となる。

ここで、さらに、先の状況においてシステムの犯罪率を一定とした仮定を緩和し、(より現実的な) 異質性パラメータ分布  $F(u)$  で置き換えたとき、犯罪の選択あるいは忌避行動がどのように変化するかをみてみることにする。先にみたように、パラメータ  $\hat{u}$  の個人が、彼の犯罪の臨界水準  $\tilde{\theta}(\hat{u})$  とシステムの犯罪率  $\hat{\theta}$  と等しくなる状況、すなわち、(犯罪に関わることおよび関わらないことが無差別となる) 状況  $\hat{\theta} = \tilde{\theta}(\hat{u})$  に遭遇したとする。私たちは、パラメータ分布  $F(u)$  を知っているのので、パラメータ  $u$  の個人が犯罪に関わることおよび関わらないことが無差別となる犯罪率を  $F(u)$  で表すことができる。したがって、先のシステムの犯罪率  $\hat{\theta}$  は、 $F(\hat{u}) = \hat{\theta}$  と表せる。このとき、異質性パラメータ  $u \in [u, \bar{u}]$  の個人について、システムの犯罪率  $F(u)$  と彼の臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  がいかなる位置 (大小) 関係となるのかをみてみることにする。ただし、ここでは、単純化のため、図 2 に示すように、異質性パラメータ分布関数が犯罪の臨界関数と (上から下へ) 一度だけ交差する場合を考察することにする。

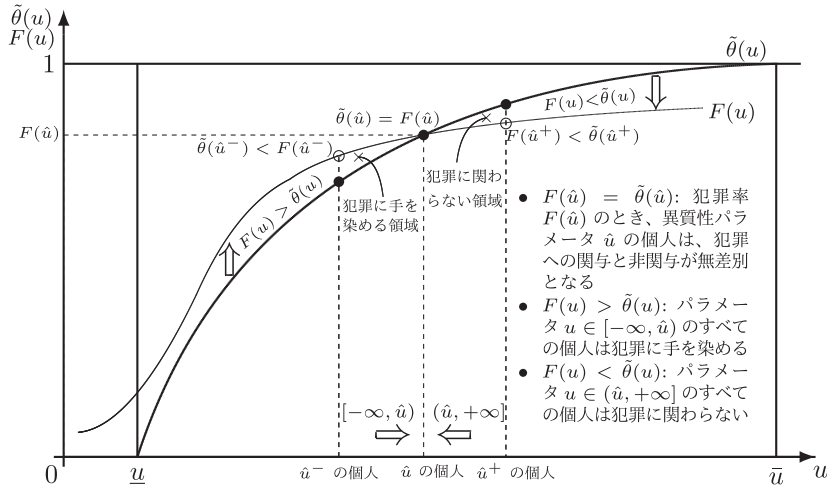


図2. 犯罪の臨界水準と社会システムの犯罪率

犯罪の臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  および異質性パラメータ分布  $F(u)$  は、 $u$  について、増加関数である。(図2に示したように)、パラメータ分布関数が犯罪の臨界水準関数と、 $(\hat{u}, \tilde{\theta}(\hat{u}))$  において、上から下へ一度だけ交差すると仮定したとき、パラメータ  $\hat{u}^- < \hat{u}$  の個人の犯罪臨界水準  $\tilde{\theta}(\hat{u}^-)$  は、 $F(\hat{u}^-) > \tilde{\theta}(\hat{u}^-)$  を満たし、そして、また、パラメータ  $\hat{u}^+ > \hat{u}$  の個人の臨界水準  $\tilde{\theta}(\hat{u}^+)$  は、 $F(\hat{u}^+) < \tilde{\theta}(\hat{u}^+)$  を満たすことになる。より一般的には、パラメータ  $u \in [-\infty, \hat{u})$  のすべての個人について、システムの犯罪率  $F(u)$  は、常に、彼らの犯罪臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  の上方に位置することになり、すべての個人は犯罪に関わることを選択し、他方、パラメータ  $u \in (\hat{u}, +\infty]$  のすべての個人について、システムの犯罪率  $F(u)$  は、常に、彼らの犯罪臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  の下方に位置するので、すべての個人は犯罪に関わらないことを選択することになる。そして、さらに言えば、 $F(u) = \tilde{\theta}(u)$  が満たされるならば、 $F(u)$  の割合の個人が犯罪に手を染めることを選択し、他方、 $1 - F(u)$  の割合の個人が犯罪に関わらないことを選択することを意味することになる。

ここでも、先と同様に、これらのことを均衡動学の視点からみると、例えば、図2に示したように、システムの犯罪率  $\hat{\theta} \equiv F(\hat{u})$  が、 $\hat{u}$  の個人の犯罪臨界水準  $\tilde{\theta}(\hat{u})$  と等しいとき、すなわち、 $F(\hat{u}) = \tilde{\theta}(\hat{u})$  のとき、パラメータ  $u \in [-\infty, \hat{u})$  の個人について、システムの犯罪率が彼の臨界水準よりも大きいので ( $F(u) > \tilde{\theta}(u)$  であるので)、犯罪量の増加圧力が働き、他方、パラメータ  $u \in (\hat{u}, +\infty]$  の個人について、システムの犯罪率が彼の臨界水準よりも小さいので ( $F(u) < \tilde{\theta}(u)$  であるので)、犯罪量の減少圧力が働くことになる。したがって、 $F(\hat{u}) = \tilde{\theta}(\hat{u})$  を満たす異質性パラメータ  $\hat{u}$  では (犯罪に関わることと関わらないことが無差別となり)、定常状態となる。

かくして、私たちが、(図2と同様)、図3のように、異質性パラメータ分布  $F(u)$  および犯罪の臨界曲線  $\tilde{\theta}(u)$  を同じ図にひとまとめにして描くと、犯罪臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  とパラメータ分布  $F(u)$  の交点  $(u^*, \theta^*)$  はすべて均衡を表すことになる。しかも、図に示したように、二つの曲線の交点は複数存在することが考えられる。これらの交点に共通していえることは、システムの犯罪率  $F(\theta^*)$  が犯罪の臨界水準  $\tilde{\theta}(u^*)$  に等しく、異質性パラメータ  $u^*$  の限界犯罪者にとり、犯罪の魅力度は  $A(u^*, \theta^*) = 0$  となり、(したがって、犯罪に関わることおよび関わらないことが無差別となるため) 犯罪率は定常状態となる。さらに、交点  $(u^*, \tilde{\theta}(u^*) = F(u^*))$  の近傍において、 $F(u) > \tilde{\theta}(u)$

を満たすパラメータ  $u$  の個人は犯罪に手を染めることを選び、そして、 $F(u) < \tilde{\theta}(u)$  を満たすパラメータ  $u$  の個人は犯罪に関わろうとはしないということである。

命題 2 は、モラル・ハザード・モデルの仮定が複数均衡を可能にすることに言及したものである。

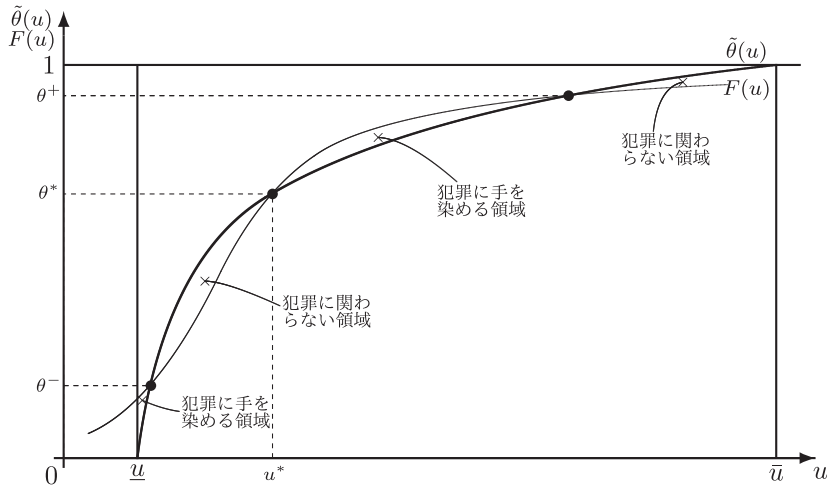


図 3. 複数均衡

命題 2. 異質性パラメータ分布  $F(u)$  の形状によっては、複数均衡が存在する可能性がある。しかも、犯罪水準が  $\theta^-$ 、 $\theta^*$  および  $\theta^+$ 、ただし、 $\theta^- < \theta^* < \theta^+$ 、となる三つの均衡が存在するとすれば、(パラメータの極値  $\underline{u}$  および  $\bar{u}$  について、 $F(\underline{u}) > \tilde{\theta}(\underline{u}) = 0$  および  $F(\bar{u}) < \tilde{\theta}(\bar{u}) = 1$  であるので)、外側の二つの均衡は安定的で、真ん中の均衡は不安定的となる。しかも、これらの均衡はパレート順位付けが可能であり、犯罪水準が低水準である均衡がよりパレート優位となる。

証明. (i) 均衡の存在. 均衡は犯罪臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  と ( $u$  についての犯罪率を表す) 異質性パラメータ分布  $F(u)$  との交点である。まず、犯罪の臨界水準は、カットオフ水準の定義から、 $u$  の極値  $\underline{u}$  および  $\bar{u}$  について、それぞれ、 $\tilde{\theta}(\underline{u}) = 0$  および  $\tilde{\theta}(\bar{u}) = 1$  である。さらに、(これもまた、先にみたように)、犯罪の臨界水準は、二つのカットオフ値に挟まれたパラメータ区間  $u \in [\underline{u}, \bar{u}]$  について、魅力度  $A$  をゼロとおき ((6) 式をゼロとおき)、これを  $\theta$  について解くことで求められる<sup>25</sup>。まず、犯罪の魅力度をゼロと設定する。

$$(7) \quad A \equiv (V - \alpha P) - \alpha \left( \frac{1 - \theta}{1 - \alpha \theta} \right) y - u = 0$$

(7) 式を  $\theta$  について解くと、次のように犯罪の臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  を得る。

<sup>25</sup> 脚注22を参照しなさい。簡単に再述すると、犯罪の魅力度  $A$  は、犯罪率のいかんに関わらず、パラメータ  $u \in [-\infty, \underline{u}]$  について、正となり、また、 $u \in (\bar{u}, +\infty]$  について、負となる。犯罪の魅力度  $A$  は、 $u$  について連続関数であるので、パラメータ  $u \in [\underline{u}, \bar{u}]$  のそれぞれの値について、犯罪の魅力度  $A$  がゼロとなる臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  を導出することができる。

$$(8) \quad \tilde{\theta}(u) = \frac{(V - \alpha P - u) - \alpha y}{\alpha(V - \alpha P - u) - \alpha y} \quad \text{ただし、} \quad 0 < V - \alpha P - u < \alpha y$$

(8) 式の犯罪臨界関数は、 $u$  について連続関数であるので、 $u$  に関する導関数が存在し、それは次のようである<sup>26</sup>。

$$(9) \quad \frac{\partial \tilde{\theta}}{\partial u} = \frac{(1 - \alpha)y}{\alpha(V - \alpha P - y - u)^2}$$

パラメータ  $u$  について、犯罪の臨界関数の偏微分は、 $\alpha \in (0, 1)$  であるので、正である。したがって、犯罪の臨界関数  $\tilde{\theta}(u)$  は、 $u$  の一方の極値  $\underline{u}$  において、ゼロ ( $\tilde{\theta}(\underline{u})=0$ ) からスタートし、その後、連続的に増加し、そして、最終的に、 $u$  のもう一方の極値  $\bar{u}$  において、 $1(\tilde{\theta}(\bar{u})=1)$  に到達することになる。

他方、(犯罪率を表す) 異質性パラメータ分布  $F(u)$  は、 $u$  について、連続の増加関数であり、しかも、 $u \in [-\infty, +\infty]$  について、 $F'(u) > 0$  であるので、 $F(u)$  の値域は  $0 < F(u) < 1$  となる。したがって、 $F(u)$  は、極値  $\underline{u}$  について、 $F(\underline{u}) > 0 = \tilde{\theta}(\underline{u})$  からスタートし、その後、連続的に増加し、最終的に、極値  $\bar{u}$  について、 $F(\bar{u}) < 1 = \tilde{\theta}(\bar{u})$  に到達することを意味する。

かくして、先の議論から、異質性パラメータ分布関数と犯罪の臨界関数は、 $u$  の定義域  $u \in [\underline{u}, \bar{u}]$  について、一点以上で必ず交差するといえる。もし、一点でのみ交差するとしたとき、パラメータ分布関数が臨界関数を上から下へと横切ることになる。また、複数の交点があるとしたならば、最初および最後の交点は、パラメータ分布関数が臨界関数を上から下へと横切ることになる。分布関数  $F(u)$  が  $\tilde{\theta}(u)$  と一点以上で交差するとき、図3に示したように複数均衡となり、あるいは、一度だけしか交差しないとき、図2に示したように単一均衡となる。いずれにしても、均衡が必ず存在することになる。

(ii) 均衡の安定性. 均衡  $\theta$  が動学過程において安定的となるのは、(一般的に)、初期状態  $\theta + \varepsilon$  あるいは  $\theta - \varepsilon$ 、ただし、 $\varepsilon$  は任意の小さな正の値、について、動学過程の極限が  $\theta$  となるときである。このように、最も単純な動学過程は近視眼的思考といえるものである。すなわち、「期間  $t$  において、個人は、あたかも、 $\theta_t$  が  $\theta_{t-1}$  に等しくなると確信した上で意思決定を行う」、いわゆる、定常状態であるといえる。

均衡の安定性/不安定性は、分布関数  $F(u)$  が、臨界関数  $\tilde{\theta}(u)$  に対し、上から下へ交差するか、あるいは、下から上へ交差するかにより決まる。 $F(u)$  が  $\tilde{\theta}(u)$  を上から横切る場合、つまり、 $F(u^* - \varepsilon) > \tilde{\theta}(u^* - \varepsilon)$  かつ  $F(u^* + \varepsilon) < \tilde{\theta}(u^* + \varepsilon)$  ならば、均衡は安定的となる。そして、 $F(u)$  が  $\tilde{\theta}(u)$  を下から横切る場合、つまり、 $F(u^* - \varepsilon) < \tilde{\theta}(u^* - \varepsilon)$  かつ  $F(u^* + \varepsilon) > \tilde{\theta}(u^* + \varepsilon)$  ならば、均衡は不安定的となる。私たちは、まず、安定均衡からみていくことにしよう。(図4(a)に示したように)、システムが  $(u^* - \varepsilon, F(u^* - \varepsilon))$  からスタートすると仮定すると、 $F(u^* - \varepsilon)$  は、(異質性パラメータ)  $u^* - \varepsilon$  の個人の犯罪臨界水準  $\tilde{\theta}(u^* - \varepsilon)$  より上方に位置するので、(犯罪の増加圧力が働き)、犯罪量が増加することになる。また、(なんらかのショックのため)、システムの状態が  $(u^* + \varepsilon, F(u^* + \varepsilon))$  へと変化すると、 $F(u^* + \varepsilon)$  は、(異質性パラメータ)  $u^* + \varepsilon$  の個人の犯罪臨界水準  $\tilde{\theta}(u^* + \varepsilon)$  より下方に位置することになるので、(犯罪の減少圧力が働き)、犯罪量が減少することになる。したがって、 $F(u)$  が  $\tilde{\theta}(u)$  と上から交差する場合、 $F(u)$  は、交点  $(u^*, \tilde{\theta}(u^*))$  の近

<sup>26</sup> 脚注23を参照しなさい。



傍で、 $u^*-\varepsilon$ において増加圧力が働き、また、 $u^*+\varepsilon$ において減少圧力が働くため、近視眼的動学は $u^*$ に収束することになる。

逆に、 $F(u)$ が $\tilde{\theta}(u)$ を下から横切る場合、つまり、 $F(u^*-\varepsilon) < \tilde{\theta}(u^*-\varepsilon)$ かつ $F(u^*+\varepsilon) > \tilde{\theta}(u^*+\varepsilon)$ ならば、均衡は不安定となる（図4(b)を参照しなさい）。システムが交点 $(u^*, F(u^*))$ からスタートすると仮定する。このとき、あるショックにより、システムの犯罪率が $F(u^*+\varepsilon)$ までわずかに上昇するとする。このとき、 $F(u^*+\varepsilon)$ は、パラメータ $u^*+\varepsilon$ の個人の犯罪臨界水準 $\tilde{\theta}(u^*+\varepsilon)$ より上方に位置するので、犯罪量が増加することになる。他方、ショックにより、犯罪率が $F(u^*-\varepsilon)$ までわずかに減少するとき、 $F(u^*-\varepsilon)$ は、パラメータ $u^*-\varepsilon$ の個人の犯罪臨界水準 $\tilde{\theta}(u^*-\varepsilon)$ より下方に位置するので、犯罪量が減少することになる。したがって、 $F(u)$ が $\tilde{\theta}(u)$ と下から交差する場合、システムの犯罪率は、交点 $(u^*, \tilde{\theta}(u^*))$ の近傍で、 $u^*-\varepsilon$ において減少圧力が働き、また、 $u^*+\varepsilon$ において増加圧力が働くため、近視眼的動学は $u^*$ から発散していくことになる。

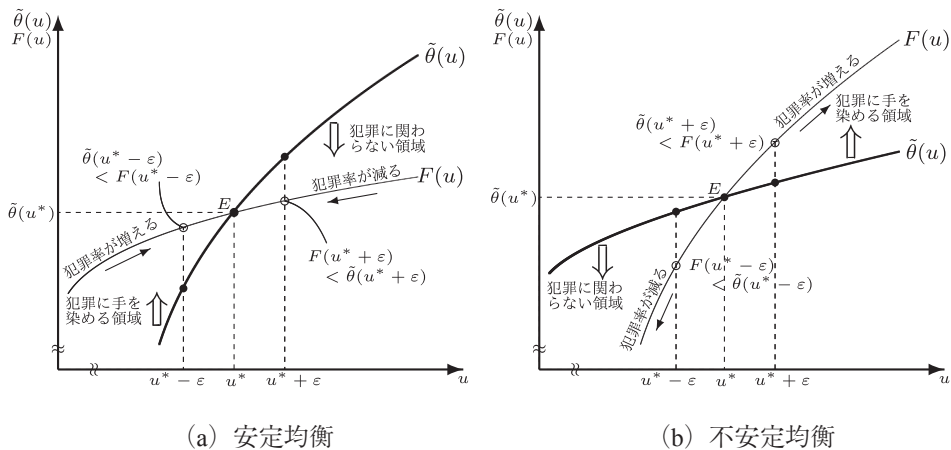


図4. 均衡の安定性および不安定性

以上は、単一均衡である場合であるが、均衡が三つある場合、先の議論からわかるように、最初の交点の左側では、例えば、 $u=\underline{u}$ では、 $F(\underline{u}) > \tilde{\theta}(\underline{u})$ であるので、そして、最後の交点の右側では、例えば、 $u=\bar{u}$ では、 $F(\bar{u}) < \tilde{\theta}(\bar{u})$ とならなければならない。この議論は、最小均衡では、 $(u$ の極値) $\underline{u}$ では、 $F(\underline{u}) > \tilde{\theta}(\underline{u})$ であるので、 $F(u)$ が上から $\tilde{\theta}(u)$ と交差することを示している。しかるに、最初の均衡で、 $F(u)$ が $\tilde{\theta}(u)$ を上から下へ横切るならば、真ん中の均衡 $u^*$ では、逆に、下から上に横切るはずである。そして、 $F(u)$ が中央均衡 $u^*$ で $\tilde{\theta}(u)$ を下から横切るならば、それよりも大きい $u$ について、 $F(u)$ は $\tilde{\theta}(u)$ の上であり、最終均衡では、 $\tilde{\theta}(u)$ を上から下へ横切らなければならない。したがって、外側の二つの均衡は安定的であり、真ん中の均衡は不安定となる。そして、(三つ以上)均衡が存在する場合、(ただし、いずれの場合も、 $F(u) > \tilde{\theta}(u)$ および $F(\bar{u}) < \tilde{\theta}(\bar{u})$ となるため)、最少均衡および最終均衡は安定的とならなければならないので、均衡は、安定、不安定、...、安定、不安定、安定の順に表れることになり、したがって、均衡は必ず奇数均衡とならなければならない。

私たちは、ここで、端点均衡のケースの安定性/不安定性を考察しておかなければならない。

しかしながら、 $F(u) > \tilde{\theta}(u)$  および  $F(\bar{u}) < \tilde{\theta}(\bar{u})$  であるので、端点均衡  $F(u) = \tilde{\theta}(u)$  および  $F(\bar{u}) = \tilde{\theta}(\bar{u})$  は存在しない。ただし、 $u$  の極値に極めて近い値で生じる場合は先の議論が適用される<sup>27</sup>。

(iii) 均衡の最適性. 潜在的犯罪者の視点からみても、高犯罪率の均衡は低犯罪率の均衡により支配されている。不等式 (2) 式は期待賃金  $w$  が犯罪率  $\theta$  の増加とともに低下することを示し、また、(3) および (4) 式は期待賃金  $w$  が未決犯罪者および非犯罪者の双方のペイオフから構成されていることを示している（すなわち、期待賃金は、犯罪に手を染める労働者の限界生産物と非犯罪者の限界生産物の加重平均であるので）、高犯罪率での均衡では全ての人にとってペイオフが減少することがわかる。かくして、より低犯罪率での均衡がより最適な均衡（パレード優位な均衡）であるといえる。□

命題 2 は、パレート順位付けされた安定均衡が複数存在する可能性を立証するものである。すべての個人は、彼の持つ固有の資質が彼に犯罪に関わらせるか、あるいは、忌避させるかのいずれかを選択させることになろうとも、低犯罪の均衡を愛好することになる。この均衡においては、スティグマが強く影響し、有罪判決を受けた犯罪者が大幅に賃金をカットされることになる。すなわち、このことは、「犯罪歴がないことが賃金プレミアムで優遇されるようになる、(いわゆる、低犯罪の) 均衡を愛好する」と言い換えれば、逆説的でなくなる。スティグマによる処罰と賃金プレミアムによる優遇は等価であることがわかる。ここで重要なのは、有罪判決を受けた者とそうでない者の両者の賃金を区分するくさびがあることである。

複数均衡はどの程度妥当なのであろうか。犯罪の増加は、スティグマの減少によるものであることが大いに説明されるとすれば、(犯罪者の割合の変化がゼロパーセントから100パーセントへの変遷である必要はないが)、人口のかなりの割合、あるいは、少なくとも、若年男性のような部分母集団 (のほぼ全部) が犯罪者になるようなこともまた事実であるはずである。しかしながら、これほど、変動が大きくなるとも、単に、それが1パーセントから5パーセントへ犯罪率の変動があったとしたならば、それは、おそらく、スティグマの効果が低下しているためだといえるはずである。

(スティグマの効果があまり働かない) 若年男性に犯罪が多いのは確かである<sup>28</sup>。Ball, Ross, and Simpson は、すでに1960年の時点で、Kentucky州 Lexingtonの少年の20.7パーセントおよび少女の5.3パーセントが、少年裁判所 (juvenile court) に出頭していたことを明らかにしている<sup>29</sup>。また、Tillman は、1974年に18歳となったCalifornia州民の逮捕率を明らかにするために、逮捕記

<sup>27</sup> 曲線  $F(u)$  が曲線  $\tilde{\theta}(u)$  と交差するのではなく、仮に、 $u$  の極値  $\bar{u}$  あるいは  $\underline{u}$  で  $\tilde{\theta}(u)$  と交差するのであれば、均衡は、また、安定的であることになる。前段の議論は、 $u^*$  が極値により近い  $u$  の値から始まる力学にも適用される。均衡が単一均衡である場合、 $F(\underline{u}) = \tilde{\theta}(\underline{u})$ 、あるいは、 $F(\bar{u}) = \tilde{\theta}(\bar{u})$  のいずれかであり、したがって、システムが  $u$  の極値 ( $\underline{u}$  あるいは  $\bar{u}$ ) により近い値 ( $\underline{u} + \epsilon$ ,  $\tilde{\theta}(\underline{u} + \epsilon)$ ) あるいは ( $\bar{u} - \epsilon$ ,  $\tilde{\theta}(\bar{u} - \epsilon)$ ) から始まる場合、前者では、 $F(\underline{u} + \epsilon) < \tilde{\theta}(\underline{u} + \epsilon)$  となり、犯罪率の減少圧力が働き、そして、後者では、 $F(\bar{u} - \epsilon) > \tilde{\theta}(\bar{u} - \epsilon)$  となり、犯罪率の増加圧力が働くため、近視眼的動学は瞬時に  $u^*$  に収束することになる。均衡が三つある場合、 $u$  の極値  $\underline{u}$  あるいは  $\bar{u}$  での均衡はすべて端点均衡であり、同じ議論からそれらは安定的である。

<sup>28</sup> 青少年犯罪研究のサーベイとして、Christy Visher and Jeffrey Roth, "Participation in Criminal Careers," in Alfred Blumstein, Jacqueline Cohen, Jeffrey Roth, and Christy Visher eds., *Criminal Careers and "Career Criminals,"* Vol. 1, 1986を参照しなさい。

<sup>29</sup> John Ball, Alan Ross, and Alice Simpson, "Incidence and Estimated Prevalence of Recorded Delinquency in a Metropolitan Area," Vol. 29, No. 1, *American Sociological Review*, 1964, pp. 90-93を参照しなさい。

録を包括的に調査し、白人男性の34パーセント、黒人男性の66パーセントが逮捕されていた（黒人男性の41パーセントは重罪であった）ことを明らかにした<sup>30</sup>。これらの逮捕者の多くは飲酒運転や治安紊乱行為（disorderly conduct）などの公序良俗に反する行為で、（告訴されてはいないが）、有罪判決を受ける男性の数も際立って多い。1993年、刑務所に収監された男性の数は、男性労働力の1.9パーセントに相当し、保護観察中や仮釈放中の数を加えるとさらに4.7パーセントを上乗せするものとなった<sup>31</sup>。したがって、現在、何らかの形で処罰を受けている男性の数は、労働力人口の6.6パーセントであった。しかも、この数字は、男性人口全体の数字に対するものである。18歳から34歳の男性のうち、裁判所の監督下にある割合は11パーセントであり、この年齢層の黒人男性では37パーセントであった<sup>32</sup>。すべての犯罪者が逮捕されるわけではなく、逮捕された者の全部がまた刑務所に入るわけでもないので、過去から現在までの犯罪者の総数は驚くほど多いはずである。犯罪に関わる人の数は、労働力の質に深刻な影響を与えるほどではないという理由で、複数均衡を除外できるものではないことは明らかである。

## B. 逆選抜とスティグマ。

モラル・ハザード・モデルは、犯罪性が生産性を低下させるとき、スティグマがどのように作用するのか（の経路）を捉えようとしたものである。しかし、犯罪性が生産性の低下と無関係である場合でも、スティグマは有効に機能する。このとき、労働者が過去に犯罪に手を染めたかどうかは、完全情報の世界では、賃金に影響しないが、不完全情報の下では、雇用主は、犯罪性を低生産性の代理（変数）として用いるかもしれない。

これをモデル化する（犯罪性を低生産性の代理（変数）とする）ため、低能力労働者の限界生産物を  $m$  とし、しかも、彼らは、常に、犯罪に手を染めることを選択すると仮定する。そして、彼らの総労働人口に占める割合を  $\bar{\theta}$  で表すとする。また、高能力労働者の限界生産物を  $m+y$  とし、しかも、彼らは、犯罪に手を染めるか、あるいは、忌避するかどうかのいずれかを選択するものとする。（すなわち、ある場合には、犯罪に手を染めることを選択し、あるいは、別のある場合には、犯罪を犯さないことを選択する）。彼らの（高能力労働者の）労働人口に占める割合を  $1-\bar{\theta}$  とする。犯罪を犯す労働者（低能力の労働者および高能力の労働者のうち犯罪に関わる労働者）の割合は  $\theta \geq \bar{\theta}$  であり、しかも、犯罪を犯す労働者のうち逮捕され有罪になる確率は、（低能力の労働者あるいは高能力の労働者であるかにかかわらず）、 $\alpha$  である。ただし、犯罪性は生産性に影響を与えないものとする。簡単化のため、モラル・ハザード・モデルでみられるような労働者の異質性（パラメータ） $u$  は存在しないものと仮定する。

<sup>30</sup> Robert Tillman, "The Size of the 'Criminal Population': The Prevalence and Incidence of Adult Arrest," *Criminology*, Vol. 25, Issue 3, 1987, pp. 561-580を参照しなさい。

<sup>31</sup> Richard Freeman, "The Labor Market," in *Crime*, edited by James Q. Wilson, and Joan Petersiliapp, 1995, p. 172を参照しなさい。

<sup>32</sup> 18歳から34歳の男性のうち、投獄された割合は3.1パーセントおよびこの年齢層の黒人男性では12.7パーセントであった。このことについては、Richard Freeman, "The Labor Market," in *Crime*, edited by James Q. Wilson, and Joan Petersiliapp, pp. 171-191, San Francisco: ICS Press, 1995を参照しなさい。

犯罪に手を染める労働者の割合： $\theta$		犯罪に関わらない労働者の割合： $1-\theta$	
低能力労働者の割合： $\bar{\theta}$ (賃金： $m$ )	逮捕され有罪になる割合： $\alpha\bar{\theta}$ 未逮捕 or 有罪にならない割合： $(1-\alpha)\bar{\theta}$	低能力労働者の割合： $0$ (賃金： $m$ )	$0$
高能力労働者の割合： $\theta-\bar{\theta}$ (賃金： $m+y$ )	逮捕され有罪になる割合： $\alpha(\theta-\bar{\theta})$ 未逮捕 or 有罪にならない割合： $(1-\alpha)(\theta-\bar{\theta})$	高能力労働者の割合： $1-\theta$ (賃金： $m+y$ )	$1-\theta$

表 2. 生産能力の測度としての犯罪性

有罪判決者には、低能力者だけでなく高能力者（の一部）も含まれる可能性があるため、均衡において、有罪判決を受けた労働者の賃金は、モラル・ハザード・モデルのように、必ずしも  $m$  である必要はない。低能力および高能力の労働者も同じ割合で逮捕され有罪になると仮定しているので、重要なのは犯罪者部分母集団における（低能力労働者と高能力労働者の）相対的な割合である<sup>33</sup>。したがって、有罪判決を受けた労働者の内訳を考慮すると、彼らに対する期待賃金は次のように表される。

$$\begin{aligned}
 (10) \quad w_c &= \left(\frac{\bar{\theta}\alpha}{\theta\alpha}\right)m + \left(\frac{(\theta-\bar{\theta})\alpha}{\theta\alpha}\right)(m+y) \\
 &= \left(\frac{\bar{\theta}}{\theta}\right)m + \left(\frac{\theta-\bar{\theta}}{\theta}\right)(m+y)
 \end{aligned}$$

賃金  $w_c$  を表す (10) 式は、 $\theta=\bar{\theta}$  の場合にだけ、（すなわち、有罪判決者が低能力の労働者に限られる場合のみ）、 $m$  に等しくなる。

未決労働者の部分母集団は、（すなわち、有罪判決者以外の人）は、低能力の未決犯罪者（割合  $\bar{\theta}(1-\alpha)$ ）、高能力の未決犯罪者（割合  $(\theta-\bar{\theta})(1-\alpha)$ ）、および、高能力の非犯罪者（割合  $1-\theta$ ）から構成され、しかも、未決労働者の労働人口に占める割合は  $1-\alpha\theta$  である。したがって、未決労働者の期待賃金  $w$  は次のように表される。

$$\begin{aligned}
 (11) \quad w &= \left(\frac{\bar{\theta}(1-\alpha)}{1-\alpha\theta}\right)m + \left(\frac{(\theta-\bar{\theta})(1-\alpha) + (1-\theta)}{1-\alpha\theta}\right)(m+y) \\
 &= \left(\frac{\bar{\theta}(1-\alpha)}{1-\alpha\theta}\right)m + \left(\frac{\theta-\alpha\theta-\bar{\theta}+\alpha\bar{\theta}+1-\theta}{1-\alpha\theta}\right)(m+y) \\
 &= \left(\frac{\bar{\theta}(1-\alpha)}{1-\alpha\theta}\right)m + \left(\frac{1-\bar{\theta}-\alpha(\theta-\bar{\theta})}{1-\alpha\theta}\right)(m+y)
 \end{aligned}$$

<sup>33</sup> 有罪判決者の割合は、 $\bar{\theta}\alpha+(\theta-\bar{\theta})\alpha=\theta\alpha$  である。したがって、有罪判決者のうち低能力者が占める割合は  $\bar{\theta}\alpha/\theta\alpha=\bar{\theta}/\theta$  であり、また、高能力者が占める割合は  $(\theta-\bar{\theta})\alpha/\theta\alpha=(\theta-\bar{\theta})/\theta$  である。そして、前者には賃金  $m$  が支払われ、また、後者には賃金  $m+y$  が支払われる。したがって、有罪判決者の期待賃金は、犯罪に手を染める低能力および高能力の労働者の相対的人口比率で限界生産物としての賃金を加重平均したものと見える。

私たちは、ここで、逆選抜モデルの均衡を考察する。先にみたモラル・ハザード・モデルでは、均衡において、システムの犯罪率（を表す異質性パラメータ）と（犯罪と非犯罪が無差別となる犯罪率を表す）犯罪の臨界水準とが等しくなることを明らかにした。逆選抜モデルでは、（モラル・ハザード・モデルの犯罪の臨界水準の代わりに）、高能力の労働者の犯罪への関与ないし不関与の選択でこれを代替することになる。逆選抜モデルでは、均衡において、犯罪率の高／低と高能力の労働者の犯罪の関与／不関与の選択がワンセットとして現れる。（これにより、ある犯罪率の下では、高能力の労働者が犯罪に関与せず、したがって、高能力の労働者を（低能力の労働者と）峻別できる均衡が現れ、また、別のある犯罪率の下では、高能力の労働者が犯罪に関与し、したがって、高能力の労働者を（低能力の労働者と）峻別できない均衡が現れることになる）。私たちは、次にこれらの均衡についてみていくことにする。

逆選抜モデルでは、システムの犯罪率の高／低と高能力の労働者の犯罪の関与／不関与の選択をワンセットとする二つの均衡が存在する。ひとつは、プーリング高犯罪均衡であり、そこでは、高能力の労働者が犯罪に関わることを選択するため、雇用主は高能力の労働者と低能力の労働者とを識別できないため、格差賃金を導入することが難しくなる。（本稿のモデルでは、未決労働者の賃金が有罪判決を受けた労働者の賃金と等しくなり、結果として、有罪判決がスティグマとして機能することが難しくなる）。もうひとつは、セパレーティング低犯罪均衡（分離低犯罪均衡）であり、そこでは、高能力の労働者が犯罪に手を染めることを控えるため、雇用主は高能力の労働者と低能力の労働者を識別可能となり、格差賃金を導入することが可能となる。結果として、有罪判決がスティグマとして機能することになる。

分離低犯罪均衡（ $\theta = \bar{\theta}$ ）の場合。この低犯罪均衡では、低能力の労働者のみが犯罪に関わり、したがって、有罪判決を受けた労働者には低能力者としての賃金が支払われる。他方、高能力の労働者は、低能力の（有罪判決を受けた）労働者と混同されるリスクを避けるため、犯罪に手を染めることを控える。しかしながら、このとき、未逮捕あるいは有罪判決を受けない低能力者は（未決犯罪者は）、高能力者と区別がつかないため、高能力の労働者（および未決犯罪者）には、低能力の未決犯罪者と高能力の労働者の相対的人口比率でそれぞれの限界生産物を加重平均した賃金が支払われることになる。

公式的には、低犯罪均衡では、高能力の労働者は誰も犯罪に関わることを選択しようとしなない。つまり、 $\theta = \bar{\theta}$ であり（ $\theta - \bar{\theta} = 0$ であり）、((10) および (11) 式にこれを代入すると)、セパレーティング均衡（分離均衡）での期待賃金（有罪判決を受けた労働者の期待賃金  $w_c$  および未決労働者の期待賃金  $w$ ）は、それぞれ、次のように表される。

$$(12) \quad \begin{aligned} w_c &= \left(\frac{\bar{\theta}}{\theta}\right) m + \left(\frac{\theta - \bar{\theta}}{\theta}\right) (m + y) \\ &= m \end{aligned}$$

また、

$$(13) \quad \begin{aligned} w &= \left(\frac{\bar{\theta}(1 - \alpha)}{1 - \alpha\theta}\right) m + \left(\frac{1 - \bar{\theta} - \alpha(\theta - \bar{\theta})}{1 - \alpha\theta}\right) (m + y) \\ &= \left(\frac{\bar{\theta}(1 - \alpha)}{1 - \alpha\bar{\theta}}\right) m + \left(\frac{1 - \bar{\theta}}{1 - \alpha\bar{\theta}}\right) (m + y) \end{aligned}$$

これより明らかに、 $w > w_c$ であるので、高能力の労働者は、犯罪に手を染めないことを選択することがわかる。そうすることで、彼らは、(有罪判決を受けた低能力の労働者とは違う) 高能力の労働者であることを自己開示することができる。(ただし、犯罪に参与したが有罪判決には至らなかった労働者、いわゆる、未決犯罪者と違うところまでは判然とはできない)。

プーリング高犯罪均衡 ( $\theta=1$ ) の場合. 高犯罪均衡では、(低能力者あるいは高能力者にかかわらず)、全員が犯罪に手を染めることを選択する。しかも、有罪の確率は、低能力の労働者および高能力の労働者とも、一様に、 $\alpha$ である。したがって、有罪判決を受けた労働者、および、それ以外の労働者のそれぞれの部分母集団について、高能力の労働者と低能力の労働者の割合は同じである。有罪判決を受けた労働者および未決労働者の両グループに対し、低能力の労働者および高能力の労働者の相対的人口比率でそれぞれの限界生産物を加重平均した賃金が支払われるとき、結果として、両グループ(有罪判決を受けた労働者および未決労働者)の期待賃金は同等の水準となることがわかる。

先の分離均衡での低犯罪均衡とは逆に、プーリング均衡の高犯罪均衡では、(低能力の労働者だけでなく)、高能力の労働者のすべてが犯罪に手を染めることを選択する。つまり、公式的には、高犯罪均衡では、すべての労働者が犯罪に関わることを選択するので、 $\theta=1$ であり、(10) および (11) 式にこれを代入すると)、プーリング均衡での期待賃金(有罪判決を受けた犯罪者の期待賃金  $w_c$  およびそれ以外の労働者(未決労働者)の期待賃金  $w$ ) は、それぞれ、次のように表される。

$$(14) \quad \begin{aligned} w_c &= \left(\frac{\bar{\theta}}{\theta}\right) m + \left(\frac{\theta - \bar{\theta}}{\theta}\right) (m + y) \\ &= \bar{\theta}m + (1 - \bar{\theta})(m + y) \end{aligned}$$

また、

$$(15) \quad \begin{aligned} w &= \left(\frac{\bar{\theta}(1 - \alpha)}{1 - \alpha\theta}\right) m + \left(\frac{1 - \bar{\theta} - \alpha(\theta - \bar{\theta})}{1 - \alpha\theta}\right) (m + y) \\ &= \left(\frac{\bar{\theta}(1 - \alpha)}{1 - \alpha}\right) m + \left(\frac{1 - \bar{\theta} - \alpha(1 - \bar{\theta})}{1 - \alpha}\right) (m + y) \\ &= \left(\frac{\bar{\theta}(1 - \alpha)}{1 - \alpha}\right) m + \left(\frac{(1 - \alpha)(1 - \bar{\theta})}{1 - \alpha}\right) (m + y) \\ &= \bar{\theta}m + (1 - \bar{\theta})(m + y) \end{aligned}$$

これより明らかに、高犯罪均衡では、有罪判決を受けた労働者もそれ以外の労働者も、期待賃金は同じである。すなわち、 $w = w_c$ であるので、高能力の労働者は、犯罪に関わらないことを選択しても、賃金レベルにおいては、なんの意味もないことがわかる。かくして、この状況下では、(高能力の労働者が、犯罪に手を染めないことを選択したとしても)、彼らは、(有罪判決を受けた低能力の労働者とは違う) 高能力の労働者であることを自己開示することができないことを意味している。

逆選抜モデルのいずれの均衡も、モラル・ハザード・モデルのそれとは異なり、パレート支配的でない。(12) 式と (14) 式を比較すると明らかなように、低能力の労働者は高犯罪均衡を好するが、逆に、(13) 式と (15) 式を比較すると明らかなように、高能力の労働者は低犯罪均

衡を愛好するからである<sup>34</sup>。

モラル・ハザード・モデルおよび逆選抜モデルの双方とも、次の一点を除いて、おおむね同様の予測をしている。すなわち、モラル・ハザード・モデルでは、低犯罪水準から高犯罪水準に移行しても、有罪判決を受けた労働者の賃金は変化しないが、逆選抜モデルでは、それは上昇する。これは、逆選抜モデルでは、(有罪判決を受けた労働者の)平均賃金は犯罪数に依存しないためである。犯罪数が増加すると、未決犯罪者の賃金は低下するが ( $w_{13} > w_{15}$ )、有罪判決を受けた労働者の賃金は上昇する ( $w_{c12} < w_{c14}$ )。したがって、ここで言えることは、逆選抜モデルでは、高犯罪水準により生じるコストの悪影響は、労働者の生産性に波及するというより、むしろ、犯罪そのもの(有罪判決を受けた労働者)に限定的に波及するということである。したがって、(モラル・ハザード・モデルとの)最大の違いは、おそらく、社会的厚生への影響の違いということになる。

逆選抜モデルおよびモラル・ハザード・モデルの双方とも、労働者は自らの生産性を知っているが、雇用主はそれを知らないという「情報の非対称性」に基づいてモデルが構築されている。この点で、これらのモデルは、「スティグマ」という言葉から連想されるもう一つの現象、つまり、通常、「対称情報」の下での繰り返しゲームとしてモデル化される種類の評判効果とは異なるものである。囚人のジレンマが十分に低い割引率で無限に繰り返される場合、2人のプレイヤーは、裏切りが相手プレイヤーの協力の途絶を招くことを恐れて、互いに協力し続けることを選択する。Klein and Lefflerの企業評判モデルも、基本的に同じ推論に基づいている。すなわち、企業が高品質の製品を生産し供給するのは、低品質の製品で消費者を裏切ることがあれば、消費者がその時点で製品の購入をやめてしまうからである<sup>35</sup>。Hirshleifer and Rasmusenは、この種のモデルが、高コストをとともなう追放(ostracism)をどのように正当化しているのかを明らかにしている。すなわち、グループのメンバーは、たとえ、その個人の存在がグループの富を増やすとしても、違反したメンバーを追放する動機/インセンティブがなぜ存在するのかを考察している<sup>36</sup>。相互協働から逸脱したプレイヤーに対する不信任は、自分に汚名を着せた人物に対して報

<sup>34</sup> まず、(12)式と(14)式を比較する。次に示すように、明らかに、(12)式の $w_{c12}$ が(14)式の $w_{c14}$ より小さくなる。

$$w_{c12} \equiv m < \bar{\theta}m + (1 - \bar{\theta})(m + y) \equiv w_{c14}$$

したがって、低能力の労働者は高犯罪率の均衡を愛好することがわかる。次に、(13)式と(15)式を比較する。次に示すように、(13)式の $w_{13}$ が(15)式の $w_{15}$ より大きくなる。

$$\begin{aligned} w_{13} &\equiv \left( \frac{\bar{\theta}(1 - \alpha)}{1 - \alpha\bar{\theta}} \right) m + \left( \frac{1 - \bar{\theta}}{1 - \alpha\bar{\theta}} \right) (m + y) \\ &= \left( \frac{1 - \alpha\bar{\theta}}{1 - \alpha\bar{\theta}} \right) m + \left( \frac{1 - \bar{\theta}}{1 - \alpha\bar{\theta}} \right) y \\ &= m + \left( \frac{1 - \bar{\theta}}{1 - \alpha\bar{\theta}} \right) y \\ &> m + (1 - \bar{\theta})y = \bar{\theta}m + (1 - \bar{\theta})(m + y) \equiv w_{15} \end{aligned}$$

したがって、高能力の労働者は低犯罪率の均衡を愛好することがわかる。

<sup>35</sup> Benjamin Klein and Keith Leffler, "The Role of Market Forces in Assuring Contractual Performance," *Journal of Political Economy*, Vol. 89, No. 4, 1981, pp. 615-641を参照しなさい。

<sup>36</sup> David Hirshleifer and Eric Rasmusen, "Cooperation in a Repeated Prisoner's Dilemma with Ostracism," *Journal of Economic Behavior & Organization*, Vol. 12, Issue 1, 1989, pp. 87-106を参照しなさい。

復する場合（例えば、解雇された雇用主から盗みを働く場合など）に特に適しているように思える。評判モデルは自己実現的期待に基づいているが、本稿のスティグマ・モデルとは異なる意味合いを持つ。評判モデルでは、当該個人を望ましくない従業員に仕立て上げるのは、その人の経歴や過去の犯罪歴ではなく、雇用主が彼を信用していないという彼の信念に基づくものであり、それはひいては雇用主がその従業員の犯罪歴について知っていることに基づくものであるかもしれない。雇用主のこの不信感は、自己実現的ではあるが恣意的であり、そして、評判モデルでは、雇用主が犯罪者でない者を不信に思い、その不信感のために従業員が悪い従業員になると仮定することも同様に可能となるであろう。これと対照的に、スティグマ・モデルでは、労働者の生産性は雇用主の信念あるいは態度とは無関係である。雇用主の態度が影響するのは、彼が支払う労働者の給与水準のみである。

### 3. スティグマと公共政策

#### A. 有罪判決の確率に関する政府の選択.

犯罪の標準的経済モデルでは、期待される刑罰の厳しさないし重さのみが犯罪の重要な抑止力となっている。そして、また、標準的経済モデルにおいて、刑罰の厳しさ $P$ と有罪判決の確率 $\alpha$ の区分が重要なのは、政府がいかほどの（刑罰の）執行費用を負担しなければならないのかという側面だけである。（いずれの施策が行政執行の費用が嵩むのかだけが問題となる）。これに対し、スティグマ・モデルでは、((6)式のように)、有罪になる確率 $\alpha$ は、公的な刑罰 $P$ を經由して( $\alpha P$ として)だけでなく、私的なスティグマ $\alpha y \cdot [(1-\theta)/(1-\alpha\theta)]$ を介しても作用し、二重の抑止効果を持つ。しかも、たとえ $P=0$ であっても、スティグマが十分に大きければ、犯罪の抑止効果を保持することは可能である<sup>37</sup>。

逆説的であるが、犯罪性が（限界）生産性の損失（賃金毀損）を持つことは、潜在的犯罪者および社会に対し、有効な犯罪の抑止効果をもたらすかもしれない。なぜなら、スティグマによる賃金毀損は、公的な刑罰が厳しくない場合でも、低犯罪率の均衡が存在することを可能にするからである。生産性の損失は、とりわけ、富裕層の犯罪率の低さを説明するのに役立つ。というのは、高収入の職務の多くでは、スティグマによる生産性の損失（賃金毀損）が大きくなる可能性が高いからである。Lottは、富裕層が受ける刑罰のうち、より多くの部分が賃金毀損という形態で表れることを実証的に示している<sup>38</sup>。高収入の富裕層は、賃金毀損という大きな損失に直面することで、犯罪に関わることをより強く抑制される。

スティグマは、また、なぜ若年層の犯罪率が高いのかを説明するのにも有効であるかもしれな

<sup>37</sup> 多くの場合、 $P=0$ は妥当な近似値である。これに対し、スティグマは、逮捕が、即、事件の訴追に結びつかなくても、あるいは、有罪判決に（実刑ではなく）執行猶予がついたとしても、効力を発揮する。通常、連邦政府の重罪犯の51パーセントが、また、州の重罪犯の46パーセントが実刑となると推定されている。（連邦：1985年7月1日から1986年6月30日については、U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, *Technical Appendix, Report to the Nation on Crime and Justice* 54 (2d ed.), 1988を参照しなさい。州：1986年のデータについては、U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, *Sourcebook of Criminal Justice Statistics*, 1988, table 5.31を参照しなさい）。

<sup>38</sup> John Lott, "An Attempt at Measuring the Total Monetary Penalty from Drug Convictions: The Importance of an Individual's Reputation," *Journal of Legal Studies*, Vol. 21, No. 1, 1992, pp.159-187を参照しなさい。



い。若年層の犯罪率が高いのは、彼らが犯罪とは無縁であるという理由で雇用されていないため、逮捕されたとしても直ちに経済的スティグマを被る可能性が低いからである。もともと、16歳から19歳の男性の社会参加率はわずか53パーセントに過ぎず（スティグマが作用するような背景ではない）、しかし、25歳から34歳の男性では（スティグマが作用するのに十分な水準まで）94パーセントまで社会参加率が上昇する<sup>39</sup>。雇用主は、若者の犯罪率が高ければ高いほど、若年層の雇用を躊躇するため、この状況は自己強化されることになる。

スティグマが有効である場合、有罪判決の確率は刑罰の厳しさよりも強力な政策手段となりうる。それでは、どのような有罪判決の確率が最適なのであろうか。それは、刑罰執行と犯罪（被害）の相対的成本、どの（位置での）均衡が社会的に有効なのか、そして、これから説明するように、ランダム・ショックが個人の犯罪に対する嗜好（嫌悪感等）に及ぼす可能性に依存して決まる。

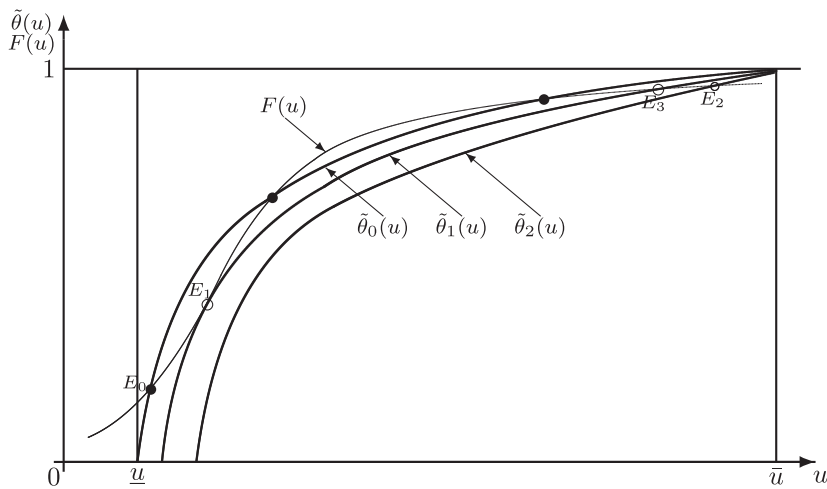


図5. 刑罰の軽減と均衡の変動

図5は、（個人の犯罪に対する嫌悪感を表す）異質性パラメータの分布  $F(u)$ 、および、パラメータ  $u$  の個人の（犯罪への関与／非関与の境界を表す）臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  をひとまとめにして表したものである。図5は、（図3の状態からスタートし）、法的な強制力あるいは行政の執行力、（すなわち、有罪判決の確率  $\alpha$  および処罰の厳しさ  $P$ ）を低下させると、犯罪の臨界水準が  $\tilde{\theta}_0(u)$  から  $\tilde{\theta}_1(u)$  および  $\tilde{\theta}_2(u)$  へと順次シフトダウンしていくことを示したものである。もし、システムの均衡が  $E_0$  からスタートした場合、行政の執行力を強化させるべきか低下させるべきかは、犯罪による生産性の損失（犯罪の抑止コスト等も含む）と行政の執行費用との相対コストに依存する。犯罪の被害コストが行政の執行コストに比して高い場合、法的な強制力を拡大することで臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  をシフトアップし、犯罪率を低下させるべきである。逆に、行政の執行コストが犯罪の被害コストに比して高い場合、行政の執行力（法的な強制力）を低下させることで、臨界水準  $\tilde{\theta}(u)$  をシフトダウンし、犯罪率の増加にはある程度目をつぶるべきである。図5は、法的

<sup>39</sup> 1993年の社会参加率のデータは、U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Statistical Abstract of the United States*, 1994, p.395, p.403に拠る。失業率は16～19歳で20.4パーセント、25～34歳で6.9パーセントである。

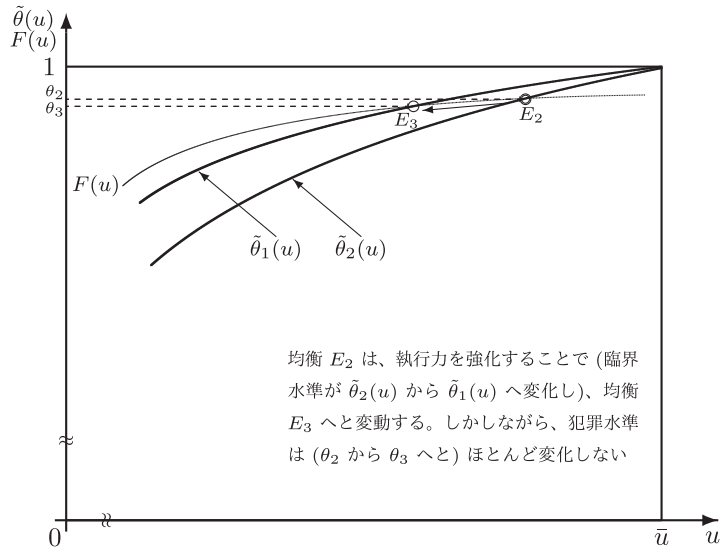
な強制力ないし行政の執行力を低下させたときの効果を示したものである。すなわち、このとき、臨界水準は $\tilde{\theta}_0(u)$ から $\tilde{\theta}_1(u)$ にシフトダウンし、均衡は $E_0$ から $E_1$ へ速やかに移行し、犯罪率が増加することになる。

法的な強制費用ないし行政の執行費用の選択の幅がさらに広い場合、(先に示したように、まず、行政の執行力が $\tilde{\theta}_0(u)$ から $\tilde{\theta}_1(u)$ へ少しだけ弱められると)、古い均衡 $E_0$ は、新たな行政執行水準の下で得られる新たな均衡 $E_1$ へ不連続に変動することになる。(ここで注意すべきことは、均衡 $E_1$ は、 $(\tilde{\theta}_1(u))$ は $F(u)$ と接するので)、私的スティグマが公的な処罰を効果的に補うことを可能にする最低レベルの行政執行水準であるということができるともかもしれない。これよりさらに行政の執行力が弱められると、臨界水準 $\tilde{\theta}_1(u)$ は $\tilde{\theta}_2(u)$ へシフトダウンし、均衡は $E_2$ へ不連続に変動し、システムの犯罪抑止効果(法的な強制力ないし行政の執行力)はほぼ壊滅状態となる。

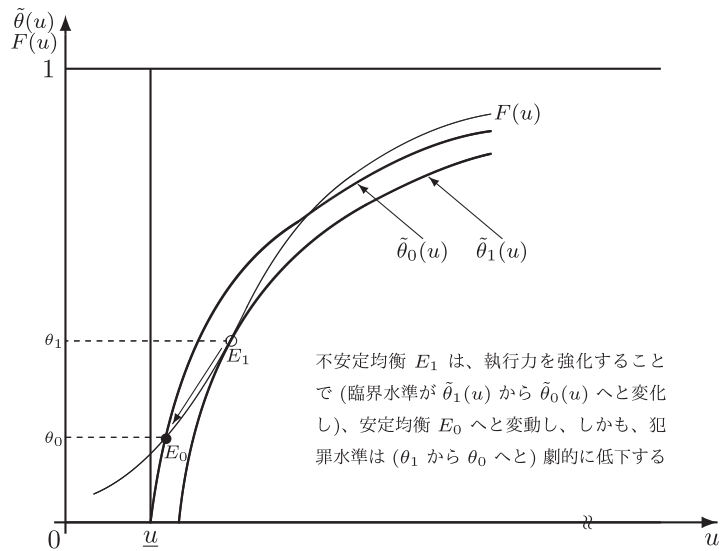
ここで、異質性パラメータ分布および犯罪の臨界水準が、図5のような状況にあるとき、いかなる法的な強制力あるいは行政の執行力水準が最適となるのかをみておくことにしよう。一般的には、いかなる強制力ないし執行力水準が最適であるのかは、社会システムが、初期状態において、どの均衡にあるのかに依存する。例えば、なんらかのショックにより、臨界水準が $\tilde{\theta}_1(u)$ から $\tilde{\theta}_2(u)$ にシフトダウンし、その結果、均衡が $E_2$ に到達したとする。システムがこの均衡 $E_2$ からスタートするとする。このとき、(犯罪率を元のように、例えば、低犯罪率の均衡 $E_1$ まで低下させるため)、行政の強制力水準を増強すると、確かに、臨界水準は $\tilde{\theta}_2(u)$ から $\tilde{\theta}_1(u)$ にまで戻るが、(図6(a)に示したように)、均衡は犯罪率が劇的に減少する $E_1$ にまで戻らず、犯罪率がわずかに減少する $E_3$ へと変動するにすぎない。このように、システムの均衡が $E_2$ からスタートした場合、(強制力水準に手をつけず)軽微な強制力水準のままの方が最適となる可能性がある。

今度は、社会システムが、初期状態において、均衡 $E_1$ からスタートするとする。先にみたように、 $E_1$ は不安定均衡であり、 $\alpha$ 、 $P$ 、あるいは、 $F(u)$ の小さなショックに対して頑健ではない。もし、法的な強制力ないし行政の執行力が少しでも低下したり、個人の犯罪に対する抵抗力が弱まったりすると、低犯罪均衡は途端に消滅し、犯罪は不連続的に増加する可能性がある。このように、小さなショックが大幅に増幅される場合がある。低犯罪均衡の維持期待は貴重な社会資本の一形態であるので、ランダム・ショックの存在は、(ショックが想定されない場合に比して)、より高いレベルの法的な強制力ないし行政の執行力を最適とすることになる。したがって、この場合、(図6(b)に示したように)、犯罪の臨界水準を $\tilde{\theta}_1(u)$ から $\tilde{\theta}_0(u)$ へシフトアップさせることで均衡を $E_0$ から $E_1$ へ速やかに変動させ、犯罪率を急激に低下させるべきであるといえる。

犯罪率が極端に低いとき、当局は、スティグマを維持するために高い有罪率を維持し、臨界水準をシフトアップさせることが最適であるかもしれないが、しかしながら、犯罪が多発し、スティグマが有効に機能しなくなれば、当局は、高い強制力を維持することをあきらめ、より寛大になることを選択するはずである。一般的に、最適な強制力ないし執行力は、犯罪率が増加するにつれ低下していくことがわかる。スティグマ・モデルでは、低犯罪率の段階で、法的な強制力ないし行政の執行力を増大するための「大きな一押し」が最も効果的であることを示唆している。そして、また、高犯罪均衡を改善しようとすることは短期的には価値がない(有効でない)としても、システムを低犯罪均衡に押し戻すために資源を投入することは長期的には有効であることを示唆するものである。



(a) 刑罰の加重が有効でない場合



(b) 刑罰の加重が有効な場合

図 6. 刑罰の加重と均衡の変動

先にみたように、一端、誤った政策、個人の倫理観の欠如の拡大等により、犯罪の増加が引き起こされると、元に戻すのが困難である可能性が非常に高くなる。このことは、冒頭で述べた「1980年代は、1960年代に比して、刑罰の抑止効果が低いように見える」というパズルを説明する一助となるかもしれない。これについて、スティグマ・モデルは、次のようなストーリーを展開している。1960年、合衆国は低犯罪均衡の状態にあり、公的な処罰と私的なスティグマの組み合わせにより、犯罪が抑制されている状態であった。その後、犯罪をより魅力的なものにする要因、例えば、おそらく、倫理観（良心の呵責）の全般的な低下が生じ（図2の  $F(u)$  が左方向へシフトし）、また、疑いようのない政府の寛大な政策（ $P$  および  $\alpha$  の低下）の施行により、犯罪

の臨界水準  $\bar{\theta}(u)$  をシフトダウンさせることになった<sup>40</sup>。そして、これらの社会期待の変化に応じて、最終的に、唯一の高犯罪均衡に向かって、 $\theta$  の値が変動していくことになったと思われる。

1970年代から1980年代にかけて、恐るべき世論が懲役率の引き上げ強行を後押しした。スティグマ・モデルによれば、刑罰率の上昇は  $\bar{\theta}(u)$  を再びシフトアップさせ、犯罪水準をわずかに減らすことにはなるが、1970年の犯罪水準が中間の不安定均衡  $E_1$  より大きい水準に位置するのであれば、動学的調整過程を経ても犯罪水準は高犯罪均衡のままであり続けることになろう。実際、取り締まりの強化により若者一人当たりの犯罪件数はわずかに減少したが、すぐに、より緩やかにではあるが、再び増加していくことになった。(刑罰の) 厳罰化ではスティグマの喪失を克服できなかったのである。1980年代には検挙率はそれほど上昇しなかったが(1980年の10万人あたり515人から1992年には558人)<sup>41</sup>、収監率は急上昇し、1980年代初めには犯罪の減少を引き起こした。しかしながら、1980年代に施行された政策(は厳しいものであった)がスティグマを回復させるほどのものではなかったため、犯罪の減少幅は1960年代の増加幅に比べるとはるかに小さいものとなった。

スティグマの説明の裏付けとなるのは、年齢別の検挙率のパターン変化である。若年層は容易に犯罪に手を染める傾向にあり、これに対し、高齢層は若年層ほどには犯罪に関わらない<sup>42</sup>。特に興味深いのは、1971年、当時、21歳であった若者の検挙率は、1961年、当時、同年齢であった人(叔父世代)の検挙率よりもはるかに高かったが、彼らが35歳になる年代では、(叔父世代が)同年齢のときの検挙率よりも低くなっていることである。

この現象を説明する理由のひとつは、中高年層にはスティグマが強く働くが、若年男性層のような部分母集団ではスティグマがそれ程作用しないためというものである。若年層の労働者は労働市場における生産性の評価がいまだ確立しておらず、雇用主は、情報的には、劣位な立場に置かれている。その結果、(若年層にありがちな)スティグマ(の持つ犯罪抑止)の脆弱性が、若年層の犯罪率に不釣り合いなほど大きな影響を及ぼすことになったと思われる<sup>43</sup>。1971年以降にみられる公的な処罰の厳罰化は、若年層および高齢者層の双方の行動に影響を及ぼすことになるが、高齢者の検挙数はそれほど増加しないか、あるいは、減少することになった。Groggerは、1973年から1988年の間に、フルタイムで働く若年層の労働者に支払われる実質賃金が23パーセント減少したことを指摘している。これは、彼が推定する賃金に関する犯罪の弾力性(犯罪の変化率/賃金(毀損)の変化率)によれば、この期間の若年層の逮捕率の増加を十分すぎるほど説明

<sup>40</sup> モラルの低下と裁判所の判決が犯罪水準に及ぼす影響を考察するための実証作業は本質的に困難である。裁判所の判決に関する研究サーベイとして、Paul Cassell, "Miranda's Social Costs: An Empirical Reassessment," *Northwestern University Law Review*, Vol. 90, Issue 2, 1996, pp. 391-499を挙げることができる。

<sup>41</sup> これらのデータは、U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Statistical Abstracts*, p.165 (1988), p.206 (1994)に拠っている。

<sup>42</sup> 例えば、1961年から1985年にかけて、21~24歳の年代の検挙率は8,167人から13,054人に上昇し、35~39歳の年代の検挙率は6,321人から5,313人に低下している。このパターンは、両グループの両端の年齢の検挙率で比較すると、さらに顕著になる(U.S. Department of Justice, *Technical Appendix, Report to the Nation on Crime and Justice* 54, (2d ed.), 1988, pp. 26-27)。

<sup>43</sup> 雇用主が特定しやすい黒人男性への影響は特に顕著であると思われる。20~24歳の黒人男性で労働力とならない人口割合は、1965年の10.2パーセントから、1971年には18.5パーセント、さらに、1980年には21.2パーセントへと上昇している。白人男性では、それぞれ、14.7 (1965年)、16.8 (1971年)、および、12.9パーセント(1981年)であった(Charles Murray, *Losing Ground: American Social Policy, 1950-1980*, 1984, table 8)。

できるものとなっている<sup>44</sup>。スティグマ・モデルでは、因果関係が双方向に働くため、(一方で、スティグマが低いと犯罪の抑止効果が低下し、他方で)、犯罪率が増加するため実質賃金が低下することを示唆している。

## B. 処罰としてのスティグマの利点.

犯罪の経済学で最も古い問題のひとつは、社会がいかに効率的に犯罪を抑止することができるのかというものである。投獄にはコストがかかるが、これに対し、罰金は社会的コストではなく富の移転のみであるため、Beckerは、可能な限り罰金を用いることを提唱している<sup>45</sup>。罰金額が大きければ、犯罪が発覚する確率が低くても、期待刑罰は十分に大きく、低い社会的コストで犯罪の抑止力を十分に発揮することができることになる。しかしながら、この政策の難点は、現実問題としてよく知られていることであるが、犯罪者が多額の罰金を支払うことができないことである。また、高い罰金は、政府が歳入のため、無実の人を起訴する誘惑に駆られるかもしれないという懸念もある。

スティグマは、こうした問題を回避することができる。多くの人々はほとんど流動資産を持っていないが、彼らの将来に渡る労働の市場価値は相当なものである。スティグマは、そうした将来のレントから引き出される罰金のようなものであり、犯罪者の現在の資産状態に関係なく徴収できるものである。実際、スティグマ刑罰を科すのは民間企業であるため、(スティグマは)懲役のように政府にとってコストがかかるものではなく、罰金のように歳入を増やすものでもないため(政策に影響を与えるいずれの懸念からも無縁であるため)、政府の意思決定を歪めるものではない。

スティグマの主な欠点は、再犯者にとってはその効果が薄れることである。スティグマは安価で効率的な刑罰であり、しかも、これは失うべき評判を持つ人物に限られる刑罰である。最初の有罪判決によるスティグマは、その後の有罪判決によるそれより大きく、明白な有罪判決を受けた後では、(再度、有罪判決を受けたとしても、その)限界的效果は無視できるほどでしかない。(したがって、常に、スティグマが)、ある一定レベルの犯罪抑止および懲罰効果を達成するためには、初犯の罰金や刑期は、その後の犯行よりもはるかに小さくしなければならない<sup>46</sup>。

スティグマは、罰金と同様に、犯罪者から(彼以外の)社会の残りの部分に富の移転を行うため、実質的なコストを発生させることなく犯罪を抑止するという利点を共有するものである。スティグマは、情報が開示されるにともない、富の配分効率が高まるため、実際に、効率を高めることになる。例えば、自動車のスピード違反によるスティグマは、違反者が規制を軽んじて速く走るドライバーであると認識された後、自動車保険料をより多く支払うようになることである。

<sup>44</sup> 賃金に関する犯罪の弾力性が高い(スティグマの強度が高い)と犯罪件数は低下し、逆に、賃金に関する犯罪の弾力性が低い(スティグマの強度が低い)と犯罪への抑止効果はなくなる(犯罪件数は増加することになる)。Jeffrey Grogger, "Criminal Opportunities, Youth Crime, and Young Men's Labor Supply," Working paper, University of California, Santa Barbara, Department of Economics, February 1994を参照しなさい。

<sup>45</sup> Gary Becker, "Crime and Punishment: An Economic Approach," *Journal of Political Economy*, Vol. 76, No. 2, 1968, pp. 169-217を参照しなさい。

<sup>46</sup> この考えは、Eric Posnerにより(Rasmusenに対し直接に)提案されたもので、次の2つの説明の代替というよりは補完である。すなわち、複数の有罪判決は、有罪判決を受けた人が本当に有罪であったことを如実に示すものであり、また、彼が犯罪に対して普通の人よりなんらかの重い抑制を必要とする異常に強い犯罪傾向を持つことを示すものである。

これは、違反者の運転による社会的コストと私的コストを近似的に一致させるものである。労働市場における効果も同様である。有罪判決を受ける前の犯罪者の労働力は、市場において過大評価されている。スティグマ（汚名・烙印）後の彼の収入減は、非犯罪者の労働者にとっては、そうでなければ（スティグマがなければ）、非犯罪者は、犯罪者の彼と一緒にプールされ、本来の彼ら自身の限界生産物よりも低い賃金となるため、（スティグマが作用することで）非犯罪者の賃金を上昇させる可能性がある<sup>47</sup>。

このように、スティグマの利益は、従来の刑罰の機能、具体的には、犯罪抑止（deterrence）、資格剥奪／無力化（incapacitation）、更生（rehabilitation）、懲罰／報復（retribution）とは異なるものである。スティグマは抑止力としての利点を持ち、（刑罰と同様に）、犯罪の機会を与えるような仕事から犯罪者を排除することで無力化することもできるが、スティグマの情報開示はそれとは明らかに異なる機能を果たしている。仮に、スティグマが犯罪率（の抑止）に影響を及ぼさないとしても、それは社会的効率（例えば、社会的コストと私的コストを近似させることで、富の配分効率）を向上させるはずである。

### C. 政府の持つ犯罪記録の開示。

スティグマ（汚名・烙印）と犯罪抑止は別物である。したがって、裁判所は、犯罪を犯した者に、単に、適切な刑罰を科すだけでなく、正確な罪状の情報を国民に伝える必要がある。犯罪抑止の視点からすると、例えば、強盗を働いた被告に強盗罪の刑罰と同等の刑罰が適切に科される限り、裁判所が被告の実際の犯罪を強盗罪ではなく、偽造罪で有罪と宣告しても問題はないかもしれない。しかし、スティグマ化の視点からすると、異なるタイプの人が異なる犯罪を犯すため、正確な情報伝達のためには、本来の罪状での有罪宣告が重要となる。

このことは、起訴費用（／公訴費用）の削減のため、司法取引を行うことの危険性を示唆している。一般的な司法取引では、検察官が十分な証拠を持っているにもかかわらず、それよりも軽い罪状で被告人を起訴することがある。スティグマ化の観点からすると、本来の罪は認めるが、減刑を勧告するという形式の司法取引の方がずっと好ましいであろう。なぜなら、いずれの司法取引も公的な処罰（減刑量）は変わらないが、後者の司法処理の方が、スティグマ化をより正確に適用することができるからである。

スティグマの社会的有用性は、したがって、政府の持つ犯罪記録が開示されるべきかどうかという問題にも関わってくる。裁判所の記録は憲法上の権利として公開されており、警察の毎日の逮捕記録は伝統的に開示されるのが通常であるが、氏名タイトルで保管された犯罪記録の利用可能性は州によって異なるのが実情である<sup>48</sup>。Florida州の犯罪記録の完全公開から、Illinois州の保育所、子どもに関するボランティア団体、探偵事務所、警備会社、学校、酒類販売免許保持者などに閲覧を制限するものまで、各州議会はさまざまな条例を制定している。さらに、成人の記録が開示される場合でも、少年の記録はしばしば非公開にされる場合が多い。

<sup>47</sup> Richard Posnerは、スティグマがホワイトカラー犯罪に対する公的処罰を補完することを記述している。しかしながら、彼はこの点（スティグマが社会的コストと私的コストを一致させること）を見逃しており、その結果、彼は、「犯罪抑止のためにスティグマに頼ることに對する経済的異議は、投獄と同様に、収益を生まないため、純粋な罰金（あるいは民事罰）よりも社会的コストが高い」と主張している（Richard Posner, "Optimal Sentences for White-Collar Criminals," *American Criminal Law Review*, Vol. 17, Issue 4, 1980, pp. 409-416）。

個人のプライバシーを重視し、他人が当該個人の私的情報について正確に知ることを妨げるといふ合衆国法の一般的傾向とは対照的に、1990年代には性犯罪者に烙印を押すことを目的とした法律が急増している。1995年の時点で、38州が性犯罪者登録法を制定している。この法律では、レイプや児童虐待の罪を犯した者は、居住する町の警察署長に居住登録を提出しなければならないというのが通常である<sup>49</sup>。従来の法令では、一般市民が警察の（犯罪）登録簿にアクセスすることは制限されていたが、現在ではアクセス可能なだけでなく、容易にアクセス可能なよう整備するのが一般的である。California州では、氏名、住所、その他の索引情報により特定の個人について問い合わせることのできる「900」の電話番号が存在し、Louisiana州の法律では、仮釈放委員会が、仮釈放者に対し、バンパー・ステッカーおよびラベル付き衣服の着用を要求する権限を持つことによって、さらに公開の効果を高めようとしている<sup>50</sup>。このような犯罪歴の開示要求の動機は、スティグマによる刑罰の大きさを増幅させるためではなく、他の人々が、犯罪歴のある人とつきあう中で、それらの情報を活用できるようにするためである。

犯罪歴を秘匿する論拠は、犯罪歴のある労働者に対する差別を抑止することで、賃金の高い正規雇用で採用されることを後押しし、再出発の動機付けを準備することになるというものである。この議論は、犯罪性が生産性と関連しないことを前提とするため、雇用主は犯罪歴のある労働者に不当に偏見を持つという議論と一緒にされがちである。しかしながら、この議論は常識に反しており（例えば、倉庫番として雇用する者に窃盗の経歴があるかどうかについて、本当に無関心でいられるだろうか）、また、この議論を主張する人は、犯罪者が就く特定の仕事の生産性について雇用主よりも詳しいことが前提となっているため、主張の正当性が弱いものとなっている。

---

<sup>48</sup> 犯罪記録を開示することに憲法上の異論はないようである。1976年、合衆国最高裁は、警察署が万引きで逮捕された者（有罪判決が未だ確定していない者）の氏名を地元商店に回覧することさえ可能であるという判断を示した（合衆国最高裁判所：Paul v. Davis, 424 U.S. 693 (1976)）。当パラグラフと次パラグラフの議論は、U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, *Public Access to Criminal History Record Information*, 1988: blotters, p. 2; dockets, p. 3; Florida, p. 19; Illinois, p. 25; U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, *Use and Management of Criminal History Record Information: A Comprehensive Report*, 1993から引用した。

<sup>49</sup> このほか、特定の州で届出が必要な犯罪としては、児童を対象とした各種犯罪、姦通罪（Arizona州）、重婚罪（Louisiana州）、盗撮罪（Ohio州）などがある。最もよく知られた法令は、New Jersey州の「Megan法」である。詳しくは、Abril Bedarf, “Examining Sex Offender Community Notification Laws,” *California Law Review*, Vol. 83, No. 3, 1995, p. 885, p. 886を参照しなさい。本稿の執筆中にも、この傾向は続いており、1996年5月、合衆国下院は、418対0の議決で、連邦版Megan法を可決した（Associated Press, *House Passes Federal Version of Megan's Law*, *Bloomington Herald-Times*, May 8, 1996, A3）。

Megan法は、1996年現在、New Jersey州最高裁判所（Doe v. Poritz, 142 N.J. 1, 662 A.2d 367(1995)）および合衆国控訴裁判所（Art way v. Attorney General, 81 F.3d 1235 (3d Cir. 1996)）で勝訴したものの、仮差し止めにより施行は遅延し、2年間訴訟に縛られたままである。

Clinton大統領は連邦法案に署名したが、それでもスティグマは1996年の選挙で争点になるかもしれない。Dole上院議員は、学校、裁判所、雇用主に対して少年の犯罪記録を開示することを求めているが、Clinton大統領は、いまだ、この件に関しては態度を明らかにしていない。Dole Seeks to Get Tough on Young Criminals, *L.A. Times*, July 7, 1996, A16を参照しなさい。現行法については、Neal Miller, *State Laws on Prosecutors' and Judges' Use of Juvenile Records* (NCJ155506, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995)を参照しなさい。

<sup>50</sup> Abril Bedarf, “Examining Sex Offender Community Notification Laws,” *California Law Review*, Vol. 83, No. 3, 1995, p. 904, p. 905を参照しなさい。

る<sup>51</sup>。しかしながら、仮に、この議論が有効で、スティグマが生産性に関する誤った信念に基づいていたとしても、スティグマは依然として刑罰として有用であるため、(犯罪歴を公開し烙印を押すことを否定する) 決定的な弱点とはなっていない。誤った信念に基づくスティグマは、労働市場を歪める効果を持つため、罰金よりも懲役に近く、コストのかかる刑罰となるだろうが、それでも最適といえるかもしれない。

スティグマに対するより強力な議論は、犯罪者を雇用することによる正の外部性の可能性に基づくものである。雇用主が犯罪記録にアクセスすることを禁じられたならば、彼らは有罪判決を受けた犯罪者の生産性を過大評価し、より高い賃金を支払うことになる。雇用主は、犯罪者の限界生産物を超える、そして、非犯罪者の限界生産物を下回るような一律の賃金を支払うことになるため、直接的な効果は配分効率を悪化させることになる。しかし、賃金が高くなれば、より多くの犯罪者が合法的な仕事に就くことを選ぶようになり、犯罪の機会費用が上昇することになる<sup>52</sup>。この社会的利益は雇用主の計算には含まれないので、犯罪歴を秘匿することが社会的に有益である可能性がある<sup>53</sup>。したがって、スティグマ化の費用対効果は、(犯罪歴の) 秘密保持による(賃金低下を回避することによる) 再犯防止への有益な効果と初犯の抑止や配分効率への有害な効果とのトレードオフにより決まるといえる。

スティグマを持ち出さないことのメリットに対して、スティグマの欠如が犯罪のインセンティブを増大させるというデメリットが考慮されなければならない。合法的な仕事の利益を増やすことにより、有罪判決を受けた犯罪者を再犯から遠ざけようとする政策は、このインセンティブ問題(スティグマ化の欠如が生み出す問題)を避けることができないかもしれないが、すべての政策が、(たとえ、犯罪記録の秘匿を行ったとしても)、富の配分の歪みを回避できないわけではない。このような歪みは、(情報開示による負の) 外部性の問題に直接取り組むことで、例えば、記録は開示するが、犯罪者の賃金を補助することで回避することができるかもしれない。そうすることで、犯罪者は彼らの資質と適合する仕事に雇用されるようになるであろう。具体的には、元横領犯は学校の教師として、元児童虐待犯は簿記係として雇用されるかもしれない。賃金や訓練への補助は、スティグマの抑止効果を脆弱化することになるが、労働市場を歪めることはないだろう。

---

<sup>51</sup> 犯罪者に対する差別は一般的に合法であるが、人種差別法に絡んでくることがある。ある事例は、ある個人が14回の逮捕歴があることを理由に、原告が雇用を拒否されたことを扱ったケースである。Hill判事はこのことについて次のように述べている。「(有罪判決および前科はないが) 何度も逮捕されているという理由だけで、雇用された人が、他の従業員よりも効率や誠実さに欠けることが予想されると主張するなんの根拠もない。実際、この事件にまつわる証拠は、圧倒的にこれに反するものである。したがって、従業員候補の(有罪判決および前科なしの) 逮捕歴に関する情報は、雇用の適性または資格とは無関係である」(カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所 Gregory v. Litt on Systems, Inc., 316 F. Supp. 401 (C.D. Cal 1970), 米国控訴裁判所 472 F.2d 631 (9th Cir. 1972))。

<sup>52</sup> ただし、過去に犯罪を犯していない労働者は、犯罪を犯した労働者と同じ一律の賃金を受け取るため、犯罪の機会費用が減少することに注意しなさい。

<sup>53</sup> 微妙に異なるが、同様の意味を持つ議論がある。それは、犯罪者の所得を上げることで、合法的な雇用が彼の(犯罪に関わる) 所得の限界効用を下げ、財産犯への誘惑を減らすというものである。Eric Rasmusen, "An Income-Satiation Model of Efficiency Wages," Vol. 30, Issue 3, *Economic Inquiry*, 1992, pp.467-478を参照しなさい。



## 4. おわりに

1968年のBeckerの論文以来、犯罪を研究する経済学者たちは、有罪判決の確率と刑罰の厳しさが、自らの効用を最大化しようとする潜在的犯罪者をいかに抑制することになるかに焦点をあててきた。このアプローチでは、刑事司法制度が重視され、この制度が運用される社会の道徳的不承認（有罪判決者が社会でいかに扱われるかについて）には目が向けられていない。しかも、犯罪分析では、通常、（経済学および社会学が社会現象を分析する際の分析パターンとは、逆に、（市場の役割を強調する）経済学者が政府の役割を強調し、（政府の役割を強調する）社会学者が民間セクターの役割を強調している。

民間セクターでは、（有罪判決を受けたことがわかっている）既知の犯罪者に対し汚名を着せることによって、非公式に処罰を実行している。（有罪判決等により）犯罪者の（過去の）行動が知られるようになると、彼の周りの他の人々はその犯罪者と関わりを持つことをためらうようになる。このような私的な消極性は、公的な処罰と同じくらい強力な犯罪抑止力になり得る。政府の役割は依然として重要であるが、それは個人の犯罪を発見し、信頼できる情報を提供する源泉機能としてのみである。政府によるスティグマは極めて重要であるが、その目的は、実際には、犯罪者に、より効率的に対処するための材料を民間セクターに提供することにある<sup>54</sup>。

本稿で用いたモデルは、経済的スティグマ、すなわち、犯罪に関与することで生産性が低下するため（モラル・ハザード・モデル）、あるいは、他の理由で、犯罪性と生産性が低いことが関連しているため（逆選抜モデル）、雇用主が犯罪歴のある人に支払おうとする賃金が減少することを説明している。社会的スティグマも、同様に、潜在的な友人や配偶者が、有罪判決を受けた個人と相互作用することの嫌悪を、当該個人に対する寛容の減少としてモデル化することができる。（犯罪性と結びつく）その性質が何であれ、スティグマが作用するには、なによりも、まず、犯罪歴の記録が開示されなければならない。したがって、犯罪歴のない個人であっても、彼が犯罪性と結びつくその性質をもつ可能性があるならば、犯罪歴の開示は、（潜在的犯罪者に対しても）、スティグマが作用することになる。しかしながら、また、犯罪率が十分に高いほど蔓延した場合、犯罪歴はその情報の有益性を失い、その結果、スティグマ効果を失うので、これが多重均衡を生み出すことにつながるのである。

## 参考文献

- [1] Andvig, Jens, and Moene, Karl, "How Corruption May Corrupt," *Journal of Economic Behavior & Organization*, Vol. 13, Issue 1, 1990, pp. 63-76.

<sup>54</sup> 皮肉なことに、この民営化と情報公開の例は、通常、市場寄りの *Wall Street Journal* によって攻撃されている（社説、*Flawed Law*, July 9, 1996）。「この法律は問題を大衆そのものに丸投げするものである。よく言えば、自警主義へのインセンティブを与えるものである。しかしながら、最悪の場合、この方法は、自らの住まいの価値を落とすことになるかもしれない。まともな神経の持ち主なら、Megan法が施行されている地域に引っ越すだろうか」。犯罪者を雇用したり、犯罪者の近くに住んだりすることの危険性を回避できるようにすることは、もちろん、まさに重要なことである。賃金や住宅価値は、ある人々にとっては下落するかもしれないが、他の人々にとってはそれは上昇し、さらに上昇するかもしれない。なぜなら、より良い情報は効率を高めるからである。

- [ 2 ] Ball, John; Ross, Alan; and Simpson, Alice, "Incidence and Estimated Prevalence of Recorded Delinquency in a Metropolitan Area," *American Sociological Review*, Vol. 29 , No. 1, 1964, pp. 90-93.
- [ 3 ] Becker, Gary, "Crime and Punishment: An Economic Approach," *Journal of Political Economy*, Vol. 76, No. 2, 1968, pp.169-217.
- [ 4 ] Bedarf, Abril, "Comment: Examining Sex Offender Community Notification Laws," *California Law Review*, Vol. 83, No. 3, 1995, pp. 885-939.
- [ 5 ] Bushway, Shawn; Nagin, Daniel; and Taylor, Lowell, "The Stigmatic Impact of Criminal Records on Legitimate Employment," Working paper, Pittsburgh: Carnegie Mellon University, Heinz School, May 1995.
- [ 6 ] Dickens, William; Katz, Lawrence; Lang, Kevin; and Summers, Lawrence, "Employee Crime and the Monitoring Puzzle," *Journal of Labor Economics*, Vol. 7, No. 3, 1989, pp. 331-347.
- [ 7 ] Ehrlich, Isaac, "Participation in Illegitimate Activities: A Theoretical and Empirical Investigation," *Journal of Political Economy*, Vol. 81, No. 3, 1973, pp. 521-565.
- [ 8 ] Freeman, Richard, "Crime and the Employment of Disadvantaged Youth," In *Drugs, Crime and Social Isolation: Barriers to Urban Opportunity*, edited by Adele Harrell and George Peterson, Washington, D.C.: Urban Institute Press, 1992.
- [ 9 ] Freeman, Richard, "The Labor Market," In *Crime*, edited by James Q. Wilson and Joan Petersilia, pp.171-191, San Francisco: ICS Press, 1995.
- [10] Freeman, Scott; Grogger, Jeffrey; and Sonstelie, Jon, "The Spatial Concentration of Crime," Working paper, Santa Barbara: University of California, Santa Barbara, Department of Economics, July 1989.
- [11] Glaeser, Edward; Sacerdote, Bruce; and Scheinkman, Jose, "Crime and Social Interactions," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 111, No. 2, 1996, pp. 507-548.
- [12] Grogger, Jeffrey, "Arrests, Persistent Youth Joblessness, and Black-White Employment Differentials," *Review of Economics and Statistics*, Vol.74, No. 1, 1992, pp.100-106.
- [13] Grogger, Jeffrey, "Criminal Opportunities, Youth Crime, and Young Men's Labor Supply," Working paper, Santa Barbara: University of California, Santa Barbara, Department of Economics, February 1994.
- [14] Grogger, Jeffrey, "The Effect of Arrest on the Employment and Earnings of Young Men," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 90, No. 1, 1995, pp. 51-72.
- [15] Herrnstein, Richard, "Criminogenic Traits," In *Crime*, edited by James Q. Wilson and Joan Petersilia, pp. 39-64, San Francisco: ICS Press, 1995.
- [16] Hirshleifer, David, and Rasmusen, Eric, "Cooperation in a Repeated Prisoner's Dilemma with Ostracism," *Journal of Economic Behavior & Organization*, Vol. 12, Issue 1, 1989, pp. 87-106.
- [17] Karpoff, Jonathan, and Lott, John, "The Reputational Penalty Firms Bear from Committing Criminal Fraud," *Journal of Law and Economics*, Vol. 36, No. 2, 1993, pp. 757-802.
- [18] Klein, Benjamin, and Leffler, Keith, "The Role of Market Forces in Assuring Contractual Performance," *Journal of Political Economy*, Vol. 89, No. 4, 1981, pp. 615-641.
- [19] Lott, John, "The Effect of Conviction on the Legitimate Income of Criminals," *Economics Letters*, Vol. 34, No. 4, 1990, pp. 381-385.

- [20] Lott, John, "An Attempt at Measuring the Total Monetary Penalty from Drug Convictions: The Importance of an Individual's Reputation," *Journal of Legal Studies*, Vol. 21, No.1, 1992, pp.159-187.
- [21] Lott, John, "Do We Punish High-Income Criminals Too Heavily?" *Economic Inquiry*, Vol. 30, Issue 4, 1992, pp. 583-608.
- [22] Lui, Francis, "A Dynamic Model of Corruption Deterrence," *Journal of Public Economics*, Vol. 32, Issue 2, 1986, pp. 215-236.
- [23] Miller, Neal, "State Laws on Prosecutors' and Judges' Use of Juvenile Records," NCJ 155506, Washington, D.C.: U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995.
- [24] Murray, Charles, *Losing Ground: American Social Policy, 1950-1980*, New York: Basic Books, 1984.
- [25] Nagin, Daniel, and Waldfogel, Joel, "The Effects of Conviction on Income through the Life Cycle," Working paper, No. 4551, Cambridge, Mass.: National Bureau of Economics Research, November 1993.
- [26] Nagin, Daniel, and Waldfogel, Joel, "The Effects of Criminality and Conviction on the Labor Market Status of Young British Offenders," *International Review of Law and Economics*, Vol. 15, Issue 2, 1995, pp. 109-126.
- [27] Posner, Richard, "Optimal Sentences for White-Collar Criminals," *American Criminal Law Review*, Vol. 17, Issue 4, 1980, pp. 409-418.
- [28] Rasmusen, Eric, "An Income-Satiation Model of Efficiency Wages," *Economic Inquiry*, Vol. 30, Issue 3, 1992, pp. 467-478.
- [29] San, Raj, "Social Osmosis and Patterns of Crime," *Journal of Political Economy*, Vol. 99, No. 6, 1991, pp. 1272-1295.
- [30] Schrag, Joel, and Scotchmer, Suzanne, "Crime and Prejudice: The Use of Character in Evidence in Criminal Trials," *Journal of Law, Economics, & Organization*, Vol. 10, No. 2, 1994, pp. 319-342.
- [31] Schrag, Joel, and Scotchmer, Suzanne, "The Self-Reinforcing Nature of Crime," *International Review of Law and Economics*, Vol. 17, Issue 3, 1997, pp. 325-335.
- [32] Tillman, Robert, "The Size of the 'Criminal Population': The Prevalence and Incidence of Adult Arrest," *Criminology*, Vol. 25, Issue 3, 1987, pp. 561-580.
- [33] U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Statistical Abstract of the United States*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, annual.
- [34] U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1970*, Reprint, White Plains, N.Y.: Klaus International Publications, 1989.
- [35] U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, *Technical Appendix, Report to the Nation on Crime and Justice*, 2d ed. NCJ-123011, Washington, D.C.: Government Printing Office, July 1988.
- [36] U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, *Public Access to Criminal History Record Information*, NCJ-143501, Washington, D.C.: Government Printing Office, November 1988.
- [37] U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, *Use and Management of Criminal History Record Information: A Comprehensive Report*, NCJ-143501, Washington, D.C.: Government Printing Office, November 1993.

- [38] U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, *Sourcebook of Criminal Justice Statistics*, Washington, D.C.: Government Printing Office, 1988.
- [39] U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, *Handbook of Labor Statistics*, Washington, D.C.: Government Printing Office, 1989.
- [40] Visher, Christy, and Roth, Jeffrey, "Participation in Criminal Careers," In *Criminal Careers and "Career Criminals,"* Vol. 1, edited by Alfred Blumstein, Jacqueline Cohen, Jeffrey Roth, and Christy Visher, Washington, D.C.: National Academy Press, 1986.
- [41] Waldfogel, Joel, "Does Conviction Have a Persistent Effect on Income and Employment?" *International Review of Law and Economics*, Vol. 14, Issue 1, 1994, pp. 103-119.